

太平洋戦争下の「敵国人」抑留

——日本国内に在住した英米系外国人の抑留について——

小宮 まゆみ

はじめに

第二次世界大戦勃発後、特に一九四〇年九月日独伊三国同盟が締結されて以降、対英米関係は極度に緊張しイギリス、アメリカ政府による引き揚げ勧告も行われて、日本に在住する英米人の多くが帰国した。しかしそれにもかかわらず、太平洋戦争開戦の時点で日本国内にはイギリス人、アメリカ人などのいわゆる敵性外国人が二一〇〇名あまり在住していたと思われる⁽¹⁾。神奈川県の場合は国際貿易港横浜をかかえ、幕末明治期には外国人居留地が存在したという伝統もあり、一九四一年一二月末の時点で約三〇〇名の英米系外国人が在住していた⁽²⁾。その多くは外国系企業の社員、貿易商、キリスト教宣教師、そしてその家族達であった。内務省警保局外事課では開戦を想定してこうした外国人の所在を確認し、抑留のための準備を進めていたが、一九四一年一二月八日太平洋戦争開戦と同時に、全国一斉に敵性外国人の連行と、「敵国人抑留所」への抑留がおこなわれた。

「敵国人」抑留については、特に抑留者の多かった神奈川県では『神奈川県警察史・中』⁽³⁾等に記載され、比較的知られている事実である。また戦時下に海外から連行された外国民間人を収容した福島抑留所⁽⁴⁾、北海道小樽抑留所⁽⁵⁾などについては個別に研究が行われ、その実態はほぼ明らかになっている。抑留体験者の手記や証言は様々な形で残され、幾つかの抑留所の限定された期間については抑留の実態も明らかにされつつある。しかし神奈川県の場合は『神奈川県警察史・中』において、「横浜市中区新山下町ヨットハーバーと根岸競馬場の付属建物の中に……敵性外国人六七五名を収容し保護警戒した。」⁽⁶⁾という記述があり、「六七五名を抑留」という誇大な数字がその後編集出版された『神奈川県史 通史編五』⁽⁷⁾『昭和の歴史七 太平洋戦争』⁽⁸⁾『横浜市史Ⅱ第一巻上』⁽⁹⁾をはじめ様々な著作にそのまま引用されて、ほぼ定説化したかの感がある。しかし開戦時に約三〇〇名という残留外国人の数から考えても、抑留所とされた建物の収容許可人数から考えても六七五名抑留ということは有り得ない。近年刊行された『横浜市史Ⅱ第一巻下』では東海林静男氏が「太平洋戦争下における外国人の動向」⁽¹⁰⁾を著して英米系外国人抑留についても詳細に分析し、神奈川県における抑留外国人の数については一九四二年三月の時点で八一名という数を掲げている。また『講座世界史8 戦争と民衆』では内海愛子氏が「加害と被害 民間人の抑留をめぐる」⁽¹¹⁾で、やはり神奈川県における開戦時の抑留外国人数を八一名としている。ここに至ってようやく史料に基づいた研究が始められたと言えよう。しかし現在でも一般的には開戦時に抑留された外国人が、その後の日米交換船、日英交換船によって順次帰国したと単純に理解されている。⁽¹²⁾しかし実際には全国規模で抑留者の移動が行われ、海外から連行された民間人が新たに抑留され、戦況の推移とともに抑留対象者も変化している。こうした「敵国人」抑留の全体像についてはほとんど未解明と言ってよい。⁽¹³⁾

そこで本稿では主として抑留対象者の変化を基準に、開戦から終戦までの期間を四期に分けて、太平洋戦争下日本国内に在住した英米系外国人抑留の実態とその変遷を論じたい。まず抑留第一期は一九四一年一二月八日の開戦から翌一九四二年八月まで、第二期は一九四二年九月から一九四三年九月まで、第三期は一九四三年一〇月以降一九四五年始め頃まで、

表1 開戦時の抑留所・抑留人員

	府県名	抑留場所	人員	国籍別人員
1	北海道	室蘭市海岸町27 創成館支店	1	英1 諾1
2		札幌市北11条東3丁目 天使病院 *	1	
3	青森	青森市浜町85 天主公教会 *	5	加4 蘭1
4	秋田	平鹿郡横手町 横手基督教会*	1	米1
5	岩手	盛岡市大澤川原小路71 善隣館 *	13	米3 加4 白6
6	宮城	仙台市元寺小路161 元寺小路教会 *	53	米11 英2 加40
7	福島	福島市狩野3 天主公教会 *	1	加1
8	富山	高岡市中川759 高商官舎	1	英1
9	石川	金沢市尻垂坂通り3-14 十四番館	3	米1 英1 加1
10	群馬	前橋市百軒町445 福音伝道教会 *	5	英3 加2
11	栃木	宇都宮市松ヶ峰町1129	1	加1
12	茨城	水戸市五軒町1253 水戸天主公教会 *	1	加1
13	埼玉	浦和市常磐町6丁目1番地	2	加2
14	東京	世田谷区玉川田園調布 董女学院 *	36	米13 英9 加5 豪1 蘭5 白2 ホン1
15	神奈川	横浜市中区根岸養沢29 競馬場	59	米24 英47 加1 蘭5
16		横浜市中区新山下町3-7 横浜ローイングクラブ	34	希13 諾3 旧露
17	静岡	静岡市高松敷地2852	3	米3
18	三重	津市西堀端町2058 天主公教会 *	1	米2
19		宇治山田市宮後町17 日本基督教会 *	1	
20	滋賀	大津市馬場向畑	5	米4 蘭1
21	京都	京都市中京区河原三条下ル 天主公教会 *	6	米4 加1 白1
22	大阪	大阪市西区北堀江上通1-25 讃岐ホテル	5	米2 英2 日1
23	奈良	奈良市登大路町10 天主公教会 *	1	米1
24	兵庫	神戸市灘区青谷町 カナダ学院	35	米6 英25 蘭8 白1
25		神戸市神戸区北野町 1-24イースタンロッジ	9	希1 グ2 無1
26	岡山	岡山市上伊福260 清心高等女学院 *	12	米11 英1
27	広島	双三郡三次町 愛光保健園 *	14	米1 英3 白3 マレー1 旧露6
28	島根	松江市北堀町80	1	米1
29	福岡	福岡市大濠町49 カトリック研究所 *	4	加4 仏4
30		福岡市浄水通39 カトリック福岡長館別館 *	4	
31	長崎	長崎市城山町 マリヤ学院 *	21	米5 英4 加6 蘭4 白2
32	熊本	天草郡高浜村甲第1047号	1	英1 蘭1 白1
33		天草郡久玉村345	1	
34		八代市長町84 ナザレ園 *	1	

計 342名

『外事月報』昭和16年12月分により作成。

*印はキリスト教関係の施設を利用したもの(34施設中19)

諾はノルウェイ、白はベルギー、ホンはホンジュラス、希はギリシャ、グはグアテマラ、無は無国籍の略。

そして第四期は一九四五年の初め頃から終戦までである。時期区分の根拠とした抑留対象者の変化については各章で述べることとする。

一 抑留所の開設と第一期の抑留状況

(1) 抑留所の開設

一九四一年一月二日、開戦と共に全国一斉に敵性外国人の抑留が行われた。外国人の抑留についてはその監視取締に当たった内務省警保局外事課が、内部資料として月刊で刊行していた『外事月報』に詳細な記録が残されている。⁽¹⁴⁾まずこの時期の抑留の対象者については開戦直前の一九四一年一月二八日に内務省警保局より発せられた「外事関係非常措置に關する件」という通牒に規定されている。これによると(イ)敵国の軍籍にある者、(ロ)敵国人たる船員及び航空機の乗員又は其の資格ある者、(ハ)敵国人中一八歳以上四五歳までの男子、(ニ)特殊技能者(無電技師、軍需工場の技師等)、(ホ)検挙すべき者以外の外諜容疑者、が抑留対象であった。⁽¹⁵⁾つまり基本的には兵役適齢期の男子が抑留対象とされたのである。この壮年男子を対象とした抑留の行われた、一九四一年一月二八日の開戦から翌一九四二年八月までを抑留第一期と考える。

『外事月報』一九四一年一月分によると、全国で三四二名の外国人(英一〇六、米九三、カナダ六七、オランダ二三、ベルギー一六、ギリシャ一四、その他二三)が、二七都道府県の三四カ所の抑留所に収容された。(表1参照)抑留者が多いのは貿易港をひかえた神奈川県(九三名)や兵庫県(四四名)東京都(三六名)等である。宮城県の場合も五三名と多いが、これはこの時点では抑留対象とされなかったはずのカトリック修道女二七名を含んでいるためである。⁽¹⁶⁾抑留所には

外国人の居住する県内の教会や修道院、学校が当てられることが多く、キリスト教関係施設が全三四カ所中一九カ所と半数以上を占めている。また熊本県天草郡の場合のように抑留者の少ない県では外国人の自宅をそのまま抑留所とする場合もあった。一方こうした民間人の抑留以外に、外交官として大使館や領事館内に軟禁された外国人が全国で二五八名、スパイ容疑で警察や憲兵に検挙された外国人が全国で一〇五名いた。⁽¹⁷⁾ 抑留所に収容された三四二名と合わせると全国で七〇〇名余り、つまり在留した英米系外国人のほぼ三分の一が一斉に身柄を拘束されたわけである。当時の実感としては「アメリカ人、イギリス人の男子のほとんどが収容された⁽¹⁸⁾」という印象であり、抑留を免れた女性や老人、年少者をも不安に陥れたと思われる。

(2) 抑留所の統合と、海外からの民間人の連行

開戦時の抑留所は抑留者の居住する県内に設置されたらしく、全国二七都道府県にわたっていた。しかし翌一九四二年三月、「長期に亘る措置なるを以て抑留者処遇乃至看視取締の便宜上⁽¹⁹⁾」という理由で全国的な抑留者の移動と、抑留所の統合が行われた。東北各県の抑留者は宮城県へ、関東各県の抑留者は東京都へ、静岡県⁽²⁰⁾の抑留者は神奈川県へ、関西と北陸の抑留者は兵庫県へ、中国地方の抑留者は広島県へ、そして九州各県の抑留者は長崎県へ統合され、抑留所の設置された県は六都県に減少した。⁽²¹⁾ この時点で住み慣れた自宅や教会の抑留所から引き離され、本格的な抑留所生活に入った外国人も多いと思われる。一方太平洋戦争の進展に伴って、海外から戦渦に巻き込まれ連行されてくる外国民間人が、この頃から相次いで敵国人抑留所へ収容されてくる。まず一九四二年一月グアム島占領に伴って捕虜とされたアメリカ民間人一二二名が兵庫県神戸市の抑留所に収容された。⁽²²⁾ このため兵庫県における抑留者は一挙に一七六名と、全国最大となった。七月には日本軍のニューブリテン島ラバウル占領に伴って捕虜とされたオーストラリア人看護婦ら、女性一九名が神奈川県横浜市の神奈川第二抑留所に収容された。⁽²³⁾ また同じ七月ドイツ仮装巡洋艦に拿捕されたイギリス船の乗客、女性子供を含

						1944年											
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
死亡3																	
31						31			29		29						
									インドネシア人水夫								
									35								
						横浜より男1											
140						141			141		141						
帰国10														男1長崎へ			
66						56	56		56		56			55			
帰国52						10月大田区田園調布にイタリア人外交官42 女62文京区東京神学校へ移転						台湾等よりイタリア人外交官6		男1女3解除	女1長崎へ		
114						62	104		107		103			102			
内山へ移転						解除1 帰国3											
72						71	68		68		68						
						10・21名古屋市南区八事に開設						男1解除					
						イタリア民間人 19						16		15			
												男4死亡男1女2解除					
帰国8						男2死亡女1解除						4月男159神戸市再度山へ移転		7月女40長崎へ 長崎から男15			
217						209	206		206		199		174				
												オランダ人船員					
												44					
																埼玉から男1	
												7月男15兵庫へ				兵庫から女40	東京から女1
15						15			15		15		40	42			
654						640						717				705	

表2 抑留所別 抑留者数の変遷

	1942年											1943年				
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月	3月	4月	5月
北海							9・28小樽市に開設(アッツ島住民)				死亡1		死亡1			死亡1
							40		40			39				
宮城																
		修道女27解除	帰国20	帰国2				北海道より5	男24埼玉へ女7東京へ							
	74	48	28	26				31	31	0						
福島																
					7・11福島市花園町に開設(ナソキン号乗客)				大阪より4							
					136				140			140				
埼玉																
							10・5浦和市上木崎に開設					東京より男1				
							東京より男37		37			宮城より男24広島より男3			マニラより男1	
											65					
東京																
			神奈川より13		男2解除	神奈川より女30						宮城・広島・長崎より女36				
		帰国13	帰国15		関東各地より71	埼玉へ男37女3解除										
	42	43	43	28		99	87	87				123				
神奈																
		東京へ13		アッツ島ラバウルより女19	東京へ女30											
		帰国15	帰国17	神奈川静岡より男4女17満州等より男17女13												
	86	81	52	53			73	73				72				
愛知																
兵庫																
	(ガラム島民間人132)		帰国24	帰国22		大阪・兵庫より42	満州より男6女11・男3解除	女1解除								
	205	211	187	165					220	219		219				
広島																
			帰国1	帰国1		山口・鳥取より3	東京へ女19									
	20	22	21	19					22	22	0					
長崎																
			帰国3	帰国3		九州各地より10・男2解除						東京へ女10	3月長崎市本河内町聖母の騎士修道院に移転			
	26	30	25	22					25	25		15				
計	453	435	356	449				671	674			673				

表3 東京抑留所(董女学院)抑留所名簿(1942年2月)

	国籍	年齢	職業 その他	その後の経過
1	米	40	ジャパンウィークリー(日本人家族あり)	埼玉抑留所
2	米	40	会社員(日本人家族あり)	埼玉抑留所
3	米	45	宣教師(立教大学)	第1次日米交換船
4	米	29	UP通信員	第1次日米交換船
5	米	31	AP通信員	第1次日米交換船
6	米	65	宣教師(明治学院大学講師)	第1次日米交換船
7	米	54	宣教師	第1次日米交換船
8	米	25	インター通信員	第1次日米交換船
9	米	33	一橋商科大学講師	第1次日米交換船
10	米	31	宣教師	第1次日米交換船
11	米	47	ナショナル銀行(日本人家族あり)	第1次日米交換船
12	米	56	宣教師	第1次日米交換船
13	米	29	教師(青山学院・一高)	第2次日米交換船
14	英	55	機械技師(日本人家族)	埼玉抑留所
15	英	43	教師(日本人家族)	埼玉抑留所
16	英	76	通信員(日本人家族)	埼玉抑留所
17	英	40	宣教師	日英交換船
18	英	44	教師	日英交換船
19	英	73	教師	日英交換船
20	英	36	会社員	日英交換船
21	英	38	銀行員	日英交換船
22	英	39	教師	埼玉抑留所
23	英	59	元教師歩兵中尉	日英交換船
24	加	39	修道士	埼玉抑留所
25	加	43	宣教師	第1次日米交換船
26	加	42	宣教師	埼玉抑留所
27	加	29	宣教師	埼玉抑留所
28	加	32	宣教師	埼玉抑留所
29	蘭	?	銀行員(日本人家族)	不明
30	蘭	37	宣教師	入院→埼玉抑留所
31	蘭	40	宣教師	日英交換船
32	蘭	32	宣教師	日英交換船
33	蘭	32	宣教師	日英交換船
34	白	44	教師(宣教師)	埼玉抑留所
35	白	46	宣教師	日英交換船
36	豪	54	音楽家	42年3月解除
37	ホン	49	教師	第1次日米交換船

国籍、職業その他は『外事月報』1942年2月分により記載した。
 年齢は『外事月報』1942年6月7月分記載の交換船帰国者名簿と、
 国立公文書館所蔵の終戦時抑留者名簿から推定した。
 その後の経過は『外事月報』および終戦時抑留者名簿によって作成した。

む一三八名が連行され、福島県福島市に新たに開設された抑留所に収容された⁽²³⁾。九月には日本軍が占領したアッツ島の原住民アリウト人四〇名が北海道に連行され、小樽に開設された抑留所に収容された⁽²⁴⁾。こうした海外から連行された外国人は自らの意志で日本にとどまった在日外国人とは異なり、意識としては戦争捕虜に近いものがあると思われる。また内務省が開戦前から抑留の対象と想定していた壮年男子とは異なり、女性や子供も含まれている。おそらく内務省や警察にとって、こうした海外からの連行者を抑留するのは予定外だったと思われる。しかし連行した以上、民間人であるため「捕虜収容所」ではなく「敵国人抑留所」に抑留され、その管理も在日外国人の場合と同じく警察がおこなうことになった。その後、後述する抑留対象者の拡大に対応して一九四二年一〇月埼玉県浦和市に、また一九四三年一〇月愛知県愛知郡に新たな抑留所が開設された。そのため最終的には全国の「敵国人抑留所」は一〇都道県に置かれることになった。抑留所が六都県に統合された一九四二年三月から、『外事月報』が最後に刊行された一九四四年九月までの、全国の抑留所と抑留者数の変遷を『外事月報』の記事を基にまとめると表2のようになる。

(3) 第一期の抑留者

では実際に抑留された人々を具体的に見てみよう。開戦時に抑留された外国人の名簿がほぼ確認できる抑留所は、現在のところ東京都（警視庁抑留所⁽²⁵⁾）と神奈川県（神奈川第一抑留所、第二抑留所⁽²⁶⁾）である。その後の交換船による帰国者の名簿は『外事月報』に掲載されており（後述）、終戦時における抑留外国人の名簿は、国立公文書館⁽²⁷⁾と、外務省外交史料館⁽²⁸⁾に残されている。そこで東京都と神奈川県に関しては、第一期の抑留者がその後どのような経過をたどったかも追跡することができる。これらを表にまとめると表3（東京都）、表4（神奈川県）となる。

東京都では世田谷区玉川田園調布の董女学院（現田園調布雙葉学園）の校舎が抑留所に当てられた⁽²⁹⁾。第一期に東京都で抑留された三七名の外国人はすべて男性で、平均年齢は四三歳、最高齢者は七六歳である。抑留対象を「一八歳以上四五

表4 神奈川第2抑留所(ローイングクラブ)抑留者名簿(1942年5月)

	国籍	年齢	職業 その他	その後の経過
54	米	40	ニューヨークNC銀行員	第1次日米交換船
55	米	44	シンガーミシン社員	第1次日米交換船
56	米	38	米農務省技師(龍田丸)	不明
57	米	44	大阪高商講師(龍田丸)	第1次日米交換船
58	米	44	宣教師(龍田丸)	第1次日米交換船
59	米	34	会社員(龍田丸)	第1次日米交換船
60	英	46	大連ニューヨークNC銀行員	第1次日米交換船
61	英	54	洋酒商	内山へ抑留
62	英	51	スタンダード社員	日英交換船
63	英	45	スタンダード社員	不明
64	英	33	東神貿易商会員	内山へ抑留
65	英	31	ウイトコスキー商会員	内山へ抑留
66	英	22	学生	内山へ抑留
67	英	41	スタンダード社員	日英交換船
68	英	34	チャータード社員	日英交換船
69	英	66	無職	日英交換船
70	英	50	宝石商	内山へ抑留
71	英	23	学生	内山へ抑留
72	英	26	ジャパンアドバタイザー社員	42年7月解除
73	英	46	元フォード社員	内山へ抑留
74	英	36	東京モリス商会員	日英交換船
75	英	54	商大講師	内山へ抑留
76	英	58	商大予科講師	内山へ抑留・死亡
77	英	38	会社員(龍田丸)	不明
78	英	47	石綿輸入商(龍田丸)	日英交換船
79	英	36	宣教師(龍田丸)	日英交換船
80	希	39	輸入商	日英交換船
81	希	52	輸入商	内山へ抑留

国籍、年齢、職業その他は「大東亜戦争勃発に伴う外事警察非常措置状況」によって記載した。

その後の経過は『外事月報』および終戦時抑留者名簿によって作成した。

表4 神奈川第1抑留所(根岸競馬場)抑留者名簿(1942年5月)

	国籍	年齢	職業 その他	その後の経過
1	米	50	前フォード社員	内山へ抑留
2	米	55	アイザック商会	内山へ抑留
3	米	27	セントジョセフ教師	第1次日米交換船
4	米	73	ヘルム商会員	内山へ抑留・死亡
5	米	62	フォード社員	内山へ抑留
6	米	71	フォード守衛	内山→第2次日米交換船
7	米	53	スタンダード社員	第1次日米交換船
8	米	54	セントジョセフ教師	第1次日米交換船
9	米	45	スタンダード社員	第1次日米交換船
10	米	65	無職	第1次日米交換船
11	米	40	フォード社員	第1次日米交換船
12	米	41	無職	内山へ抑留
13	米	41	音楽師	内山へ抑留・死亡
14	米	35	セントジョセフ教師	第1次日米交換船
15	米	37	セントジョセフ教師	第1次日米交換船
16	米	29	セントジョセフ教師	第1次日米交換船
17	英	49	貿易商	内山へ抑留
18	英	54	スタンダード社員	内山へ抑留
19	英	41	慶大予科講師	内山へ抑留
20	英	24	ワーナー映画社員	内山へ抑留
21	英	49	技師	内山へ抑留
22	英	55	東洋バブロック社員	内山へ抑留
23	英	62	ライジングサン社員	内山へ抑留・死亡
24	英	42	セール商会主	内山へ抑留
25	英	51	ライジングサン社員	日英交換船
26	英	66	ライジングサン社員	日英交換船
27	英	32	カルノ商会員	日英交換船
28	英	63	無職	内山へ抑留
29	英	40	アンドレス・ジョージ会社	内山へ抑留
30	英	38	弁天通橋本商会	内山へ抑留
31	英	58	Y・Uクラブ書記	内山へ抑留
32	英	41	ユニオン海上保険	日英交換船
33	英	59	ダウン商会	内山へ抑留
34	英	34	会社員	日英交換船
35	希	34	無職	内山へ抑留
36	希	25	東京高等学校講師	内山へ抑留
37	希	30	エラト号船長	東京→日英交換船
38	希	42	エラト号船員	東京→埼玉へ抑留
39	希	31	エラト号船員	東京→埼玉へ抑留
40	希	40	エラト号船員	東京→埼玉へ抑留
41	希	30	エラト号船員	東京→日英交換船
42	希	30	エラト号船員	東京→日英交換船
43	希	37	エラト号船員	東京→埼玉へ抑留
44	希	53	ベアトリス号船員	東京→埼玉へ抑留
45	希	41	ヴァレンティン号船長	東京→埼玉へ抑留
46	希	45	ヴァレンティン号船員	東京→埼玉へ抑留
47	希	32	ヴァレンティン号船員	内山へ抑留
48	蘭	67	ベアトリス号船長	日英交換船
49	蘭	38	ベアトリス号船員	日英交換船
50	蘭	54	プロダクション会主	内山→43年8月解除
51	旧露	41	ベアトリス号船員	東京→42年9月解除
52	旧露	25	ヴァレンティン号船員	東京→42年10月解除
53	諾	52	パナマ船フォッシュ号船長	東京→日英交換船

歳まで」とする内務省通牒が現実には守られていないことが分かる。職業としては宣教師、修道士が一六名と全体の四三パーセントを占めている。他は教師八名、ジャーナリスト五名、会社員五名その他三名である。プロテスタントの宣教師には「清里の父」として知られる立教大学講師ポール・F・ラッシュ（表3―3）や、明治学院講師ハワード・D・ハナフォード（表3―6）が、カトリック宣教師には考古学研究者としても知られる神父ジェラード・グロート⁽³⁰⁾（表3―30）が含まれている。宣教師以外では青山学院講師ローランド・ハーカー（表3―13）や、著名な音楽家ポール・ヴィノグラッド（表3―36）、東京抑留所の状況をアメリカで報道したUP通信員ロバート・ベライア（表3―4）も含まれている。教師やジャーナリストの割合が高いところに首都東京の特徴が現れていると言えよう。

神奈川県では横浜市中区根岸の競馬場付属建物（神奈川第一抑留所⁽³¹⁾）と、中区新山下町の横浜アマチュア・ローイング・クラブ（横浜ヨット・クラブ）のクラブハウス（神奈川第二抑留所⁽³²⁾）が抑留所に当てられた。神奈川県でも抑留者八一名はすべて男性で、ここでも平均年齢は四四歳、最高齢者は七三歳で六〇歳以上が九名もいる。抑留者中には開戦時横浜港において停泊中を拿捕された外国船の船員一六名（表4―37、49、51、53）、開戦直前にアメリカに向かい、途中で太平洋戦争が勃発したためやむなく横浜港へ引き返した引き揚げ船龍田丸の乗客七名（表4―56、59、77、79）、開戦後に大連から引き上げてきた銀行員一名（表4―60）が含まれている。従って彼らを除くと、従来から神奈川県に在住していた抑留された外国人は五七名である。その職業はフォード自動車、スタンダード石油、ライジングサン石油などアメリカ、イギリス企業の会社員が最も多く二〇名を占める。次いで貿易商関係と思われる人が一五名、教師が九名である。教師のうち五名は横浜市中区山手町のセント・ジョセフ・インターナショナルスクールの教師で、そのうち三名はカトリックマリア会の宣教師でもある。表4の基である名簿には氏名と住所も記されているが、従来から神奈川県に在住していた五七名中の五〇名までが横浜市中区、そのうち約半数はかつて居留地が置かれていた山手町、山下町の住人であった。外国企業が拠点とし、外国人が多く住み着いていた横浜の特徴が現れている。

東京都、神奈川県以外では第一期の抑留者の名簿について完全には復元できていないが、各抑留所とも抑留された外国人のうちカトリックの神父、修道士、修道女が多数を占めていることは確実である。『大正昭和カトリック教会史³⁾』には太平洋戦争下で抑留されたカトリック聖職者の全名簿が掲載されている。⁽³³⁾岡山県においては開戦時に抑留された一二名の外国人は、全員岡山市の清心高等女学校元校長シスター・メリー・コスカ以下、同校に奉職していたノートルダム会の修道女(アメリカ人一名、アイルランド人一名)であつた。⁽³⁴⁾彼女たちは一九四二年三月の抑留所統合で広島県三次の抑留所(愛光保健園)に移されたが、この時点で三次に抑留された外国人二〇名中、彼女らの他にはベルギー人のカトリック神父一名、援助姉妹会の修道女四名(アイルランド人二名、ベルギー人二名)、プロテスタントのアメリカ人女性宣教師二名と、一九名がキリスト教関係者だつた。⁽³⁵⁾東北地方でも抑留者の圧倒的多数はキリスト教宣教師である。前述のように開戦時仙台市の元寺小路教会に抑留された五三名の外国人のうち二七名はカトリック修道女だつたが、それ以外にも一七名のカトリックドミニコ会のカナダ人神父や修道士が含まれていた。⁽³⁶⁾近畿地方では開戦時三重県で二名、京都府で六名、滋賀県で五名、奈良県で一名の外国人が抑留されたが、そのうち三重県津市の一名、京都府の五名、滋賀県の四名、そして奈良県の一名、計十一名は同じカトリックメリーノール会のアメリカ人神父や修道士であつた。⁽³⁷⁾それに対し兵庫県では開戦時の抑留者四四名中カトリック宣教師は五名、長崎県では二一名中カトリック宣教師は六名と、その割合は比較的低い。⁽³⁸⁾全国的にみて横浜、神戸、長崎など外国人による経済活動の活発だった地域では会社員、貿易商が多数を占めるが、他の地域ではキリスト教宣教師、特にカトリックの神父や修道士が圧倒的多数を占めている。

これは一九四一年始めにプロテスタント各派がすでに宣教師の引き上げ指令を出したのに対し、カトリックでは駐日ローマ法王庁使節パウロ・マレラ大司教の意向により、高齢者や病弱者を除いて基本的には残留したためである。⁽³⁹⁾各修道会とも伝道や教育などの事業の継続があつたからであるが、また「私たちは日本の土になるべくして、神の御意志、会の命令で来たものであるから、自分の意志で故国に帰ることは出来ない」という強い宗教的信念に支えられていた。⁽⁴⁰⁾それにし

ても宮城県、岡山県ではこの時期抑留対象でなかったはずの修道女までが多数抑留されている。これはキリスト教に対して外事警察が抱いている、根強い警戒感の現れとも考えられる。

次に、第一期に海外から連行された抑留者として、グアム島在住のアメリカ民間人一三二名の事に触れておこう。兵庫県に抑留された彼らの氏名は全員判明している。⁽⁴¹⁾ 彼らは基本的にはそのまま終戦時まで神戸で抑留され続けるので、国立公文書館所蔵の終戦時の抑留者名簿（注27参照）で見ると、職業は大半が土木監督や機械技師、製図工、測量技師などで占められている。またキリスト教宣教師一名が含まれている。当時の新聞にも、「要塞商事関係の技師やら土木建築関係従業員六二名と汎米航空会社関係の五名、宣教師一名、それに会社員や商人、農民等の一般市民五四名といふのがその内訳⁽⁴²⁾」と記されている。当時グアム島がアメリカ海軍による航空基地の建設途上だったため、その工事関係者が大量に抑留されたわけである。

（5）第一期の抑留生活

さてこれら抑留第一期における抑留者の生活はどのようなものだったのだろうか。当時捕虜の待遇に関しては、一八九九年ハーグ平和会議で締結された「陸戦の法規慣例に関する条約」、一九二九年ジュネーヴで調印された「俘虜の待遇に関する条約」が存在したが、非戦闘員の抑留者を保護する国際間の条約は何もなかった。⁽⁴³⁾ 一九四一年一二月の開戦後アメリカ、イギリスなどから利益代表国を通じて、捕虜の取扱いについては一九二九年のジュネーヴ条約を適用するよう希望してきた。これに対し外務省は同条約を準用することを回答したが、民間人抑留者に関しても一九四二年二月六日付で、「抑留非戦闘員ニ関シテハ相手交戦国ト相互条件ノ下ニ能ウ限り本条約ヲ準用スベキコト但シ右ハ交戦国ガ抑留非戦闘員ノ自由意志ニ反シ勞務ニ服セシメサルコトヲ条件トス」という方針決定をし、交戦国政府に通報した。⁽⁴⁴⁾

抑留外国人の具体的待遇に関しては、一九四二年一月三〇日に内務省令「抑留敵国人取扱要綱」が制定された。第一条

で抑留の本旨を防諜と保護であると位置づけ、第二条で抑留者の名誉を尊重し身体の保護に努むること、第三条で信教の自由を認めることを決めた上で、第二九条まで細々とした生活上の規定が定められた。第一二条では原則として外部との接触を遮断するとしているが、第一九条では家事整理のため一時帰宅を認めること、第二〇条では運動の機会を与え、新聞雑誌の閲覧、ラジオの聴取を認めること、等が定められ、比較的緩やかな規定となっている。⁽⁴⁵⁾

東京抑留所にこの時期抑留されたポール・ラッシュの伝記には、「数日ほどして抑留者たちの混乱がおさまると、人格の尊重、信教の自由、新聞購読の自由など、周囲に有刺鉄線はあるものの一応は通常の生活が保障されることが分かった。そうであれば、抑留所は大人の冬休みキャンプ場に等しい。……外部からの差し入れが可能だと分かるとパン、バター、ミルク、肉など食糧難の中で教え子たちが調達した豊富な品物を宅間が持参した。」とある。⁽⁴⁶⁾ポール・ラッシュは抑留所内で『スマイル・サマリー』と題する新聞を作り、クリスマスには七面鳥の差し入れをもらい、又ポーカーを楽しんだ。もう一人東京抑留所に抑留された青山学院教師のローランド・ハーカーの手記⁽⁴⁷⁾によると、抑留には董女学院の校舎二階の寄宿舎だった部屋が当てられ、大体国籍別に一部屋に収容された。食事は抑留所で用意されるもの以外に、二階に仮設されたキッチンを使用して自分たちで作ることもでき、豊富な差し入れで補うこともできた。校舎一階には卓球台が置かれ、時には警備の警察官まで加わって卓球のトーナメントが行われたという。神奈川県の抑留所でもこの時期は比較的緩やかな待遇だったようで、『外事月報』にも一九四二年四月には抑留者七九名を引率して三溪園において花見を行い、遊技や家族との面会をさせたり、特に調達した食事を支給したという記事が見られる。⁽⁴⁸⁾神奈川県第二抑留所に抑留されたジャパン・アドバタイザー記者J・B・ハリス(表4-72)の自伝には次のように記されている。「ここでは取り調べはいっさいなく、一週間に一度くらいの割合で面会も許された。夜具や身のまわりのものも自由に持ちこめ、差し入れも特殊なものでもなければ思いのままだった……」⁽⁴⁹⁾ハリスも『キャンプ・ニュース・デیلیー』と名づけた抑留所新聞を発行し、ソフトボールやサッカーのボール蹴りに時間をつぶした。

抑留中の外国人に病人が出た場合は、近くの病院で治療を受けさせたり、入院させたりした。『外事月報』にはこの時期ほぼ毎月、その月の健康異常者の氏名と疾病名、治療の経過の一覧が記載されているが、グアム島からの連行者に特に健康異常が多いことが目立つ。⁽⁵⁰⁾一九四二年二月分には「戦火を経て心身の疲労極度なるのみならず暑熱の地域より冬季寒冷の本邦に移送越したる為に感冒その他の罹病を出し」と記されており、⁽⁵¹⁾一月から二月にかけて一名が死亡、五名が入院している。彼らは在日外国人と異なり、日本の気候や文化に馴染みがなく、自宅から生活用品を持ち込むことも、日本人家族や友人からの差し入れを受けることもできない。その抑留生活の困難さは在日外国人の場合と比較にならないほど厳しいと考えられ、それが罹病率の高さにも現れているのだろう。またこれはグアム島よりの抑留者のみならず、神奈川で抑留されたオーストラリア人看護婦や、福島で抑留された拿捕船乗客、北海道で抑留されたアリュート人などにも共通すると思われる。

(6) 第一次交換船

さて開戦直後から交戦国同士的外交官や民間人を交換することについては協議が行われていたが、一九四二年六月日米間の協定が成立し、六月二五日第一次日米交換船浅間丸が横浜港を出航した。この交換船によって東京のポールラッシュユヤロバート・ベライアをはじめ全国の抑留所から計七六名の外国人(米七〇、カナダ五、ホンジュラス一)⁽⁵²⁾が帰国した。続いて7月30日、日英交換船龍田丸が出航し全国の抑留所から計六〇名の外国人(英四〇、オランダ一四、ギリシャ四、ベルギー一、ノルウェー一)⁽⁵³⁾が帰国した。東京都では開戦時の三七名の抑留者中計二三名がこれらの交換船で帰国し(表3その後の経過欄参照)、神奈川県では八一名の抑留者中計三四名が帰国した(表4その後の経過欄参照)。また宮城県では二二名、兵庫県では四六名、広島県では二名、長崎県では六名が帰国した。⁽⁵⁴⁾そのため全国の抑留者数は一九四二年七月末には四五〇名となった。(表2参照)交換船による帰国は基本的には在日外国人に限られたもようで、開戦後戦渦に巻き

込まれて日本に連行されてきた Guam 島アメリカ人一二九名、神奈川第二抑留所のオーストラリア人看護婦等一九名⁽⁵⁵⁾、福島抑留所の拿捕船乗客一三七名の計二八五名はいずれも帰国していない⁽⁵⁶⁾。彼らを除くと在日外国人の抑留者は計一六五名となり、開戦時の半分以上に減った。

しかし一方では交換船による帰国の機会が与えられたにもかかわらず残留を選んだ抑留者も多数いたことになる。残留の理由の一つは日本人家族の存在であった。東京抑留所の抑留者で日本人と結婚していることが分かっている七名中、帰国したのは二名のみである(表3職業その他欄、その後の経過欄参照)。神奈川抑留所でも横浜生まれの二世イギリス人モス兄弟(表4-17、61)やデューア父子(表4-70、71)は残留を選んで、終戦まで日本での抑留生活を送っている。ジョージ・モスは開戦前、英国領事館からの帰国勧告に対し、「私自身、日英国際結婚の賜物で、私の妻も日本人であり、私の五人の子供は皆日本国籍です。私は危険と困難のあらゆる条件の下で、彼らのそばに付いていることが私の義務であると考えます。」と記載している⁽⁵⁷⁾。長年日本に在留し、仕事や生活の基盤を日本に持つ外国人にとっては、すべてを捨てて帰国するか不自由な抑留生活を続けるか、どちらにしても苦渋の選択であったと思われる。

二 抑留対象の拡大と抑留第二期の状況

(1) 抑留対象の拡大

ミッドウェイ海戦の敗北によって戦局が転換した一九四二年夏頃から、内務省警保局外事課では防諜の徹底と、非抑留敵国人の存在によって起こされる戦争遂行上の支障を排除するためとして、抑留の強化が主張されるようになった。八月一八日、内務省警保局から「敵国人の抑留に関する件通牒」が発せられた。それによると新たに抑留すべきものとして(イ)

外諜容疑ある者又は防諜上支障ある者（ロ）邦人との接触を利用し我國民の戦意又は団結に支障を及ぼす虞ある者が規定された。これによつて具体的には女性や高齢者を含む教師・宣教師・修道女・保母が新たに抑留の対象とされたのである。その理由は、「殊に学校教師、宣教師は師弟関係、信仰関係における特殊の地位を擁し、関係邦人に対し由々しき悪影響を与えつつあるを認められ、又関係邦人に於ては是等敵國人に対する既存觀念を清算し得ず、我執の感情に囚われて陰に陽に同情を寄せ庇護に奔走する等の所為に出づるもの尠からず、斯くては一億國民の火の決意も鉄の団結もその完璧を期し得ざるべく⁽⁵⁸⁾」ということであつた。この通牒に基づき府県ごとに新たに該当者をリストアップして、九月中旬から一〇月上旬にかけて地域ブロックごとに一斉に「抑留強化措置」と称する、対象を拡大した外國人の抑留が実施された。従つてこの「抑留強化措置」が行われた一九四二年九月から、第二次日米交換船の派遣される一九四三年九月までを抑留第二期と考へたい。

この「抑留強化措置」によつて新たに抑留された外國人は全国で一五二名で、そのうち一二六名は女性であつた。関東地方の七一名は東京抑留所（董女学院）へ、神奈川山梨静岡県の二一名は神奈川第二抑留所（横浜ローイングクラブ）へ、中部近畿地方の四二名は兵庫抑留所（神戸市カナダ学校とイースタンロッジ）へ、中国四国地方の三名は広島抑留所（三次市愛光保健園）へ、九州地方の一〇名は長崎抑留所（マリア学院）へ、北海道東北地方の五名は宮城抑留所（仙台市元寺小路教会）へと抑留された。兵庫県や広島県、長崎県ではちょうど第一期の抑留者が交換船で帰国して生じた空き部屋を埋めるかのような移動となつた。（表2参照）新抑留者の職業では八月の内務省通牒通り教師・宣教師・修道女・保母・看護婦が約九割に当たる一三四名を占めていた。⁽⁵⁹⁾これによつて日本に残留していたキリスト教系学校の教師、宣教師、修道女はごく一部の例外を除いて根こそぎ抑留されることになつた。⁽⁶⁰⁾

また「抑留強化措置」が実施されたと同じ頃に、具体的に計画されていた第二回目の日英、日米交換船の派遣が中止となつた。そのため交換船乗船目的で満州や日本各地から集合させられたカトリックの神父など計四七名が一〇月初めに新

たに抑留された。内訳は、兵庫第一抑留所（カナダ学校）に男子六名、兵庫第二抑留所（イースタンロッジ）に女子一名、神奈川第一抑留所（根岸競馬場）に男子一七名、神奈川第二抑留所（横浜ロートイングリブ）に女子一三名である。⁽⁶¹⁾さらに前述のようにアッツ島からはアリュート人四〇名が北海道小樽に連行され抑留された。このため一〇月末には全国の抑留者総数は六七一名に膨れ上がった。⁽⁶²⁾

（2）抑留所の男女別収容

第一期の抑留者はほとんどが男性だったが、「抑留強化措置」による新抑留者は圧倒的に女性が多かったため、全国の抑留所では第一期の男性抑留者に加え多数の女性抑留者を抱えることになった。そのため「秩序風紀の維持」と「取締上の便利」のため、抑留者を男女別々の抑留所に収容することになった。まず神奈川第二抑留所から「抑留強化措置」による新抑留者と交換船中止による新抑留者中、計三〇名の女子が東京都に移され、東京は九〇名の女子を収容する抑留所となった。一方東京抑留所から新抑留者のうち男子と第一期の東京抑留所残留者（男子二八名）と合わせて三七名が一〇月五日浦和市上木崎の聖フランシスコ修道院に移されて、埼玉抑留所が新設された。⁽⁶³⁾その後一二月には長崎抑留所から女子一〇名（米一、英二、カナダ六、オランダ一）、宮城抑留所から女子七名（米二、カナダ四、オランダ一）、広島抑留所から女子一九名（米一三、英四、ベルギー二）が新たに東京抑留所に収容され、東京抑留所は全国から集められた外国人女性一二六名を収容するという大所帯となった。この時期東京抑留所に収容された、横浜英和女学校元校長オリブ・I・ハジスは「収容所にはおよそ百二十人の婦人と二人の子供が収容されていたが、この婦人のうち六人以外は皆宣教師だった。その宣教師の四分の三は旧教の尼僧で、その他は新教徒だった。」と記している。⁽⁶⁴⁾

女子の東京への移送と同時期に、宮城抑留所の男子二四名（カナダ二三、オランダ一）と広島抑留所の男子三名（英二、ベルギー一）は埼玉抑留所に移送され、埼玉抑留所は男子六四名を収容することとなった。⁽⁶⁵⁾その後一九四三年一月にアメ

リカ人男子一名が抑留に加えられ、五月にフィリピンで日本軍に捕獲されたアメリカ人宣教師が品川の捕虜収容所から埼玉抑留所へ移管されて来た。⁽⁶⁷⁾ そのため埼玉抑留所の収容人員は男子六六名となった。この六六名の名簿は前述の国立公文書館所蔵の終戦時抑留者名簿（注27参照）と、『外事月報』一九四三年九月分に掲載された第二次日米交換船帰国者名簿⁽⁶⁸⁾によって復元できる。六六名中七名のギリシャ人船員（開戦時に拿捕され、神奈川第一抑留所から移転）を除くと、残り五九名中四四名が宣教師である。その中には関東学院理事長だったウィリアム・アキスリングなどプロテスタントの宣教師も若干含まれているが、圧倒的にカトリックの宣教師が多い。中でも宮城抑留所から移されてきた二四名は、そのほとんどがカトリックドミニコ会のカナダ人宣教師である。⁽⁶⁹⁾ 宣教師以外の一五名も教師、医師、ジャーナリストなど知識層が多数を占めていた。

なお一九四二年一二月の抑留者の東京・埼玉への男女別の移動により、宮城抑留所と広島抑留所は『外事月報』の記載上は抑留者ゼロとなる。しかし実際は抑留者を東京と埼玉に送って施設を空けた後に、広島には南方で拿捕された病院船のオランダ人高級船員・軍医・看護婦計四四名が、宮城県には同じ船のインドネシア人下級船員三五名が抑留されたもようである。このオランダ人とインドネシア人については、『外事月報』では一九四四年三月分に記載された全国の抑留所の抑留人員表にのみ国籍と人数が記載され、⁽⁷⁰⁾ その事情については全く記載がない、という隠された抑留者である。しかし国立公文書館所蔵の終戦時の抑留者名簿、外務省外交史料館所蔵の終戦時の抑留者名簿には、広島抑留所にオランダ人四二名インドネシア人二名、宮城抑留所にインドネシア人三四名アメリカ人一名の氏名が記載されている。問題はいつこれらオランダ人、インドネシア人が抑留されたかであるが、一九四二年一二月の宮城県・広島県の抑留者の東京・埼玉への移動の直後ではないかと思われる。むしろ従来の抑留者を東京・埼玉へ移したのは、抑留所を空けて内地へ連行してきたオランダ人インドネシア人を抑留するためだったのではないか、とさえ考えられる。当時広島県抑留所の警備を担当していた田和義孝巡查（故人）の子息田和寿蔵氏によると、オランダ人らはシンガポールで日本軍に拿捕されたオランダの病院

船ノ一七号の上級船員で、田和巡査は広島県抑留所のアメリカ人シスターやベルギー人神父を警護して東京抑留所と埼玉抑留所へ移送した帰りに、オランダ人高級船員や軍医らを引き取って広島県へ警護引率してきたということであった。⁽⁷¹⁾

神奈川県では第一期の抑留者のうち交換船で帰国しなかった残留者の一部は抑留を解除され、残り三三名は神奈川第一抑留所へ統合された。そして九月の「抑留強化措置」と一〇月の「交換船中止」によって新たに男子二〇名が収容され、計五三名が神奈川第一抑留所のメンバーとなった。⁽⁷²⁾ この五三名の名簿は国立公文書館、外務省外交史料館所蔵の終戦時名簿、『外事月報』一九四三年九月分記載の第二次日米交換船帰国者名簿(注68参照)との対照によって復元できるが、新抑留者中一三名がカナダ人のカトリック宣教師、三名が教師である。教師の中には熊本県旧制第五高等学校英語教師ロバート・クラウダーも含まれている。⁽⁷³⁾ 神奈川第二抑留所には「抑留強化措置」と「交換船中止」によって一時期多数の女子抑留者が収容されたが、彼女たちはすべて東京抑留所に移され、第一期に引き続いてオーストラリア人看護婦等一九名が残された。長崎抑留所には女子を東京に移された結果、男子一五名が残された。兵庫抑留所は開戦時に抑留されて交換船で帰国しなかった残留者とグアム島米人一二九名に、関西各地から「抑留強化措置」で新たに抑留された四二名と満州から引き上げてきて「交換船中止」に遭遇した一七名を加えて、計二二〇名という全国最多数の抑留者を抱えることになった。

(3) 第二期の抑留生活

抑留者の待遇に関しては、一九四三年二月一日内務省通牒として「抑留敵国人処遇取締基準」が達せられた。約一年前制定の「抑留敵国人取扱要綱」を改訂し、抑留者の取締を強化する内容とした新基準である。改訂の理由は敵国側に抑留された日本人の処遇との釣り合いと、抑留所ごとの処遇の斉一共通をはかるためとされている。⁽⁷⁴⁾ 八条二四項目にわたる詳細な基準だが、これによって抑留者の外部との接触は厳禁、面会は一か月に二回まで家族近親者に限る、差し入れは家族近親者に限り許容するが個人に宛てないよう指導する、外出は原則禁止、一時帰宅は承認しない、ということになった。

また抑留維持のための労働を課すこと、困窮者に対しては有償室内労働を斡旋することも認められるようになった。⁽⁷⁵⁾

ではこの時期の抑留生活の実態はどんなものだったのだろう。一九四二年一二月頃から終戦で抑留所が閉鎖される一九四五年九月まで埼玉抑留所の所長をしていた竹沢正義氏の証言によれば、外国人に対する食糧の配給は兵士と同じで一般の日本人の二倍、米なら一日六合、その他に抑留所内で豚を飼って肉にしたり、さつまいもを栽培したりしていた。野菜は北本の農業会から買い、食パンは大宮の山田ベーカリーで焼かせ、魚は大宮水産から配給を受け、一般の日本人より豊富だったという。⁽⁷⁶⁾ この埼玉抑留所の生活についてローランド・ハーカーは「そこはフランシスコ修道会の修練院であった。自由に歩き回れる大きな庭があり、今までいたところに比べると環境はずっと良かった。しかしながら、その警察官の態度は警視庁の警察官とはかなり違っていた。警視庁の方は、国際的な収容キャンプに関する条約に関する知識があったので、私たちも不当な扱いを受けなかったのだ。」と記している。「一九四二年のクリスマスは荒涼としたものだった。……でも私たちはささやかなクリスマスパーティーを開いた。簡単なサンドイッチでも作るようにと責任者の警察官がパンを持ってきてくれたのだ。そのパーティーではクリスマスキャロルを歌っただけで、みんな部屋へと解散した。⁽⁷⁷⁾ 七面鳥をはじめ豊富な差し入れで盛大なクリスマス・ディナーのできた一年前とは様変わりした状況がうかがえる。

東京抑留所についてはオリブ・I・ハジスが次のように記している。「与えられた粗末な食品からさまざまなおいしいおかしを作ることが楽しかった。毎日、一人あて一個のよいパンが支給されたのだが、私たちにはとても食べ切れなかったところがある。そのトーストしたパンのくずで、ある婦人はクリスマス用にもなるちゃんとしたプディングを、もう一人はおいしいクッキーを、ほかにパンケーキを作った人もいたのである。⁽⁷⁸⁾」質はともかくとして食べ物の量だけは何とか確保されていたようである。

神奈川県では二カ所の抑留所がいずれも横浜市中区の市街地近くに所在していたが、一九四三年六月神奈川第一抑留所が横浜から遠く離れた辺鄙な足柄上郡北足柄村内山の、カトリック修道会マリア会の山荘に移転した。⁽⁷⁹⁾ また同じ頃神奈川

第二抑留所も市街地を離れた戸塚区和泉町に移転した⁽⁸⁰⁾。北足柄村への移転後は、横浜に自宅のある在日外国人も家族との面会や差し入れが容易ではなくなり、抑留生活は厳しさを増した。食事の量と質の貧しさは耐え難いものだったようで、ロバート・クラウダーは、「茶碗半分のご飯と水っぽい味噌汁 それに 二かじりの生胡瓜 そして昼食 期待はできないおそらくはまた茶碗半分のご飯 それにうすい肉汁粥で煮たまるごと胡瓜 あとはやかんの白湯のような薄い緑茶 パンが食べたい パン無しの食事がもう十八日 バターがほしい それに砂糖も」と記している⁽⁸¹⁾。

(4) 抑留者に課した労働

前述のように抑留第二期には「抑留敵国人処遇取締基準」によって抑留維持のための労働を課すこと、困窮者に対しては有償室内労働を斡旋することが認められるようになった。しかしこの基準制定に先立って海外から連行されてきた外国人の一部は、すでに抑留当初からアルバイト的な意味での有償の労働を課されている。一九四二年九月末に北海道小樽市に抑留されたアツツ島のアリュート人のうち壮年男子一四名の「希望者」は同年一〇月末から一ヶ月余り三興カオリン鉱業所等で土木作業をさせられた。その後作業はいったん中断されたが、翌一九四三年一月には「能率上低調を免れ難きも忠実勤勉なるを認められたるを以て」ということで、彼らの土木作業が再開させられた。この頃ちようどアリュート人の間には結核が蔓延し一六名が入院し一名が死亡した時期に当たる。同年五月の時点では連日作業が行われ、平均三、四名が就労した⁽⁸²⁾。この作業は強制ではなく一日あたり一円の報酬が支払われたということであるが⁽⁸³⁾、結核で入院患者が続出している状態での土木作業は過酷と言わざるをえない。神奈川第二抑留所のオーストラリア人看護婦は一九四二年八月から御守袋作りをさせられた。『外事月報』ではこの作業について、「邦貨を所持せざる為日用品其の他購求に窮し居れる状況なるに付、……健康保持並小使銭取得等の見地より御守袋の製作作業に従事せしむることとなり……抑留者間に於ても相当興味を覚えたるものの如く、継続従業せしむる予定なり。因みに一人一日の製作能力五個乃至七個にして約二十銭の収

入となり一ヶ月六円に達すべく予想せらる。」⁽⁸⁴⁾としてゐる。一ヶ月六円というと学徒勤労働員の女学生の報償金と比較しても約七分の一という低賃金である。福島抑留所では一九四三年五月から男子抑留者四四名に果樹園で使用する紙袋原料の古書籍の解綴作業が課されている。これは抑留者の「無為徒食を排し自立収利を目標とする」もので、女子には民需用の手袋括り作業を課することも計画された。⁽⁸⁵⁾賃金としては翌月四四名分の一二日分として一二〇円五六銭が支払われたが、一名あたり一日約二三銭にしかない。

一方在日外国人を収容した埼玉抑留所ではさつまいも掘りなどの農作業や、汚物の汲み取りと施肥が課されたが、⁽⁸⁷⁾これは強制労働という風には受け取られていない。また横浜市内から北足柄村内山に移された神奈川第一抑留所のロバート・クラウダーも「労働はなかった」と記している。⁽⁸⁸⁾

(5) 第二次日米交換船

一九四三年九月交渉が難航していた第二次日米交換船が実現し、九月二三日交換船帝垂丸が出航して全国の抑留所から計七三名の抑留者が帰国した(注68参照)。多くの帰国者を出したのは東京抑留所で五二名(米三二、カナダ二〇)、全員が女性で、無職という二名以外はすべて宣教師・教師・修道女である。第二期に抑留された横浜英和女学校のオリブ・I・ハジスや、山梨英和女学校のグリーンバンク、第一期に抑留され、広島から東京に移された清心女学院のシスター・メリー・コスカ(俗名クララ・ケンバー)も帰国者に含まれている。埼玉抑留所からは一〇名(米四、カナダ六)の男性が帰国した。ほとんどが宣教師で、青山学院のローランド・ハーカー、関東学院のウィリアム・アキスリングも含まれている。神奈川第一抑留所からは三名(米三)の男性が帰国した。ロバート・クラウダーもその一人である。兵庫抑留所からは八名、うち男性が三名(米一、カナダ一、グアテマラ一)女性が五名(米四、英一)である。八名中五名が宣教師である。これら抑留者の帰国によって一九四三年九月末の抑留者は全国で五八一名に減少した。そのうち海外からの連行型抑留者は三

一九名、(北海道三一、福島一四〇、神奈川一九、兵庫二二九)である。在日外国人の抑留者は二六二名(東京六二、埼玉五六、神奈川四九、兵庫八〇、長崎一五)⁽⁸⁹⁾である。この他に『外事月報』にも秘匿されている抑留者として広島にオランダ人等四四名と宮城にインドネシア人等三五名がいたと思われる。

三 イタリア降伏と抑留第三期の状況

(1) イタリア人の抑留

一九四三年七月イタリアではピエトロ・バドリオがムッソリーニを追放して政権を握り、九月八日イタリアは連合国軍に無条件降伏した。日独伊三国同盟の一角が崩れ、イタリアは日本の同盟国から一転して敵国になってしまったのである。そのため一九四三年一〇月からはイタリア人を対象にした新たな敵国人抑留が始まった。この一九四三年一〇月以降一九四五年始め頃までを抑留第三期と考えたい。

イタリア人は英米人と違って太平洋戦争開戦前にも組織的な引き揚げを行っておらず、一九四三年九月時点でもイタリア大使館・領事館の館員とその家族が計六六名、一般イタリア人が全国に一九〇名、計二五六名が在留していた。これらイタリア人に対する対応として、まず九月一〇日イタリア公館の外部からの看視と公館員の外出制限、自家用車の使用禁止、電話切断、郵便電信の配達停止等を行い、イタリア人一般居留民についても公館に準じた措置を行った⁽⁹⁰⁾。ところが九月二三日ムッソリーニを首班とするファシスト共和国政府が北イタリアに成立したため、九月二七日、日本政府はファシスト共和国政府を承認し、一〇月五日大本営政府連絡会議で「伊国ニ對スル処置調整ノ件」が決定された。これによるとイタリア外交官と一般イタリア人に対してはファシスト共和国政府に忠誠かどうかを審査して、忠誠であると

認められる場合及び無害と認められる場合は解放し、それ以外は敵国人に準じて取り扱う事とした。無害なイタリア人としては、政治に無関心な者、真に親日的な者、老病婦女子などを挙げている。解放する際には文書で新政府への忠誠を宣誓させるとし、これを拒んだ場合は抑留するとしている。宣誓の実施は一〇月一九日からイタリア公館員は外務省で、一般人は各府県で行い、二一日には完了した。⁽⁹¹⁾ 京都大学イタリア語学科教授だったフォスコ・マラーニの伝記には当時の状況として「大使館関係者をはじめ東京にいたイタリア人たちは市内のカトリック教会に集められ、厳粛な宣誓式に臨んだ。イタリア人一人一人が壇上に立ち、自分がムッソリーニにつくかバドリオにつくかを聖書に手を置いて宣言したのである。」と記されている。⁽⁹²⁾

その結果としてイタリア公館員とその家族計四二名が、東京都大田区田園調布の聖フランシスコ修道院へ、一般イタリア人のうち一九名が愛知県に新設された抑留所へ収容された。愛知抑留所は愛知郡天白村八事の丘陵上にあった、松坂屋（名古屋市内の百貨店）社員保養所「天白寮」を接収して設けられたものだった。⁽⁹³⁾ 東京抑留所では九月に実施された第二次日米交換船によって約半数の抑留者が帰国し、抑留所は一〇月初めに世田谷区玉川田園調布の董女学院から大田区田園調布三丁目の聖フランシスコ修道院に移転していた。この聖フランシスコ修道院にイタリア公館員が収容され、東京第一抑留所とされたのである。それまで収容されていた女子宣教師修道女など六二名は東京都文京区関口台の東京神学校へ移され、そこが東京第二抑留所となった。⁽⁹⁴⁾ イタリア人抑留によって全国の抑留者数は一九四三年一二月末の時点で、『外事月報』記載の数字で六四〇名、宮城のインドネシア人、広島のアランダ人を加えると七一九名になった。⁽⁹⁵⁾

その後『外事月報』が刊行された一九四四年九月までの期間には、抑留者の大きな変動はないが、一九四四年四月二六日神戸市中心部の市街地にあった第一、第三、第四抑留所が閉鎖され、中央区神戸港地方再度山（ふたたびやま）に移転した。これは同年四月四日内務省警保局から「空襲其の他非常事態発生の場合に於ける在留外国人の取扱いに関する件」通牒が出され、空襲の公算大なる地域に所在する抑留所の移転が要請されたことに対応するものである。グアム島アメリカ

カ人を含む男子抑留者一五九名が市街地を遠く離れた再度山の養護学校「竹馬学園」の林間学校を接収して開設された抑留所へ移転した⁽⁹⁶⁾。また同年七月神戸第二抑留所に収容されていた女子四〇名は長崎抑留所へ移動させられ、神戸第二抑留所も閉鎖された。長崎抑留所は開戦時に設けられたマリア学院から一九四三年三月長崎市本河内町の聖母の騎士神学校に移転していたが⁽⁹⁷⁾、一九四四年七月ここに収容されていた男子一五名は、神戸から移ってきた女子の代わりに神戸へ移動させられ、神戸市再度山の抑留所へ収容された⁽⁹⁸⁾。

(2) 第三期の抑留生活

第二次日米交換船以降は、交換船による帰国の機会はなく、戦況の悪化とともに食糧不足も深刻になる。この時期の東京第二抑留所の生活について、一九四二年九月の「抑留強化措置」で抑留され、第二次日米交換船でも帰国しなかったプロテスタントのアメリカ人宣教師メーベル・フランシスは次のように記録している。「月日がたつうちに収容所の食事がだんだんひどくなってきました。日本政府によって、わたしたち抑留者のための食糧が確保されていると聞いていたので、なぜこんなに食事の量が少なく質も悪いのか不思議に思い始めました。やがて収容所の調理人が、よい食糧の大部分を横流しし、利益を着服していたことが分かりました。その結果、わたしたちの肉類と言え、さめ、あるいはくじらの肉で、これもだんだん少なくなってきました。……一日の食物は、朝は国際法に従えば一斤のパンを配らねばならないのですが、その時はメリケン粉が欠乏してきたのでなんきん豆の皮、とうもろこしのしんなど、いろいろなものをこまかく粉にして配給されました。しかし飢えていたのでおいしくいただきました。昼はコップ一杯のやわらかいご飯が配られたので、晩食のために半分とおきました。そうして夜半、空腹でねむられなかったこともあり⁽⁹⁹⁾ました。」同じ東京抑留所においてクリスマスには豪華な七面鳥のディナーを食べていたという、第一期のポール・ラッシュの記録とは、あまりにも大きな落差である。

イタリア民間人が抑留されていた愛知抑留所では、状況はさらに深刻であった。フォスコ・マライーニの伝記によると、イタリア人は同盟国から一転して敵国になったため、裏切り者に対する懲罰、という意識から監視の警察官らはことさらに過酷な扱いをした。抑留者に配給される食料の横流しも激しく、イタリア人抑留者は生命を維持する最低限度の食料しか与えられなかったという。「当然ながら、イタリア人たちは皆凄まじいほど痩せ衰えてしまった。……この中では四人の老人だけが外部からの差し入れのおかげである程度の体力を保っていた。三人がそれぞれの妻から、宣教師が同僚から受ける食糧は、魚とか乾パンとか油などのささやかなものだったが、飢餓との極限の闘いの中では大きな助けになったのである。一日に三度、朝はスプーン数杯のご飯と熱い味噌汁一杯、昼と夜は少しでも量を増やそうと炊きすぎた辛うじて皿一杯のご飯の食事……」と記されている⁽¹⁰⁾。

(3) 赤十字国際委員会による抑留所視察報告

この時期の抑留所の状況を記した史料として赤十字国際委員会が一九四四年一月から三月に行った、埼玉、神奈川第一、東京第一、東京第二、兵庫第一、兵庫第三、長崎、愛知の各民間人抑留所の視察報告がある。これは赤十字国際委員会日本代表部のアングストとペスタロッチが作成した英文の報告書で、スイスジュネーブの赤十字国際委員会本部を通じて外務大臣に提出されたものであり、現在は外務省外交史料館に所蔵されている⁽¹⁰⁾。内容は抑留所ごとに、所在地、収容人数(国籍)、周辺の環境、抑留所建物の状況、暖房・寝具・風呂・便所などの施設、食事、抑留者の健康状態、余暇や娯楽、外部からの訪問や通信の状況、抑留者代表からの要望などを詳細に記したものである。赤十字国際委員会による抑留所訪問は開戦後まもなく開始され、慰問品を届けたり、抑留者と面接して要望を聞き外務省宛に要求を出したりしていた。報告書に記された一九四四年一月から三月の抑留所視察については『外事月報』にも記録のあるものである⁽¹⁰⁾。だが抑留所視察は事前に抑留所側に通知された上で行われるものであり、普段の抑留生活をそのまま示すものとは言い難い。むしろ視察時

表5 赤十字国際委員会抑留所視察報告(1944年1月～3月)より 1日当たり食事量

	埼玉	神奈川第1	東京第1	東京第2	兵庫第1	長崎	愛知
視察期日	1月28日	1月31日	2月24日	1月26日	3月13日	3月16日	3月19日
収容人数	56	49	42	59	61	15	16
国籍別	イギリス11 アメリカ3 カナダ30 ベルギー3 オランダ2 ギリシア7	イギリス23 アメリカ7 カナダ13 ギリシア3 無国籍3	イタリア42 (男31女11)	イギリス28 アメリカ15 カナダ5 豪4 ベルギー5 オランダ2	イギリス24 アメリカ29 ベルギー1 オランダ3 グアテマラ1 無国籍3	イギリス5 カナダ6 ベルギー2 オランダ1 ノルウェー1	イタリア16 (男12女4)
パン	356g	300g	600g	600g	400g	225g	110g
米飯	555g	330g	なし	なし	167g	420g	220g
オートミル	100g						
マカロニ			週2回				15g
うどん							30g
小麦粉				33.3g		60g	40g
肉	75g	なし	56g	56g	10.8g	37g	15g
魚	180g	時々	112g	200g	15g	167g	12g
卵	なし	なし	1.5個	なし	16.7g	病人用	14g
ミルク	なし	なし	なし	なし	200g	なし	62cc
マーガリン	時々	なし		100g	なし		
バター	なし	なし	52g	100g	30g	10g	
チーズ	なし	なし	少し		なし	なし	なし
野菜	750g じゃがいも含	612g さつまいも含	375g	750g	367g	75g	豊富
果物	180g	なし	その季節に	1日おき	193g	少ない	その季節に
ジャガイモ			時々	なし	100g	33.3g	なし
紅茶	6g	3.3g	10.7g		26.7g	10g	量は不明
コーヒー	なし	なし	なし	なし	3.3g	10g	なし
砂糖	7.5g	7.9g	30.9g	56g	8.3g	15g	25g
甘い物	月1回	なし	なし		6g	なし	

視察報告には1ヶ月当たり、または抑留所全体の量を記している場合もあるが、1人1日当りに換算した。

兵庫第3抑留所の視察報告(3月14日)には食事量の記載がないためこの表では省略した。

埼玉と東京第2の抑留者国籍にドイツという記載があったが、『外事月報』や終戦時名簿から判断してオランダに訂正した。

のみ対外宣伝のために食事内容などを良くする場合がある。また視察報告書は事実をそのまま書いて警察当局の態度を硬化させると、かえって抑留者に対する扱いを悪くされるおそれがあるため、婉曲な表現での報告となっている。しかしそれらの点を考慮しても、この史料が抑留所の実体のある程度表現していることは確かだと思われる。

報告書の内容から「食事」の部分をもとめると表5のようになる。抑留所によってばらつきはあるものの、肉魚卵牛乳などタンパク源はいかにも乏しく、健康な生活維持は困難ではないかと思われる。愛知抑留所のフォスコ・マライーニの伝記にもこの時の赤十字代表の訪問は記されているが、実はこれでも視察のためこの日は普段よりずっと多くの食物が配給されたらしい。⁽¹⁰⁾ 神奈川第一抑留所の報告には、抑留者代表との会見の欄に「食糧が不十分である。もう少しパンがほしい。また米に穀物を混ぜたものを、他のものに変えてほしい。砂糖が欠乏している。一人あたりの食糧は前の收容所より少ないという声が聞かれる。カトリックの神父たちは、ここでの食糧は前の半分ぐらいだと言っている。」と記されている。兵庫第一抑留所では、健康状態の欄に「收容者の一人は体重が一〇〇ポンドも減ったと言っている」と記し、抑留者からの意見の欄に「收容所の近郊の丘で薪を集める仕事で、收容者をよけい空腹にしている。」と記す。兵庫第三抑留所でも抑留者の代表は「現在の收容者一人あたり三〇オンスの食糧というのは、ほとんど水であるが、とても十分とは言えない。昨年よりも少なく、当初に比べると更に一層少ない。人々はやせて体力が衰えている。收容以来平均して三〇―四〇ポンド減っている。」と、主張している。長崎でも抑留者代表の意見の欄に「收容の最初の年は食物は良かったが、だんだん悪くなり、人によっては同じものばかりの上、量が少ないと言っている。体重の変わらない人もあるが、最大八〇ポンドも減った人もいる。」と記している。

暖房については、報告された八カ所の抑留所のほとんどには暖房がなく、埼玉抑留所では暖房がないため余暇の時間はほとんどベッドに入っている、と記されている。東京第一抑留所ではストーブがあるのは集会室だけで、各部屋では收容者個人で電熱器を持ち込んで暖をとっている。兵庫第一抑留所でも暖房がないため收容者たちが初歩的な暖房器具を手作り

した。兵庫第三抑留所では燃料があるときのみ暖炉が使用できる。各部屋に炭火があるというのは長崎抑留所のみである。寝具については、神奈川第一抑留所ではベッドが足りず、ある寝室では三人がテーブルの上に寝ている。愛知抑留所ではそもそもベッドがなく、抑留者代表の意見の欄に、畳の上に寝ることに抑留者は大変困難を感じている、と記されている。

ともかくこのような赤十字国際委員会からの訪問の行われた抑留所では、外務大臣に対し待遇改善についての要望が出され、時には交換船によってもたらされた救援物資が届けられた。東京第二抑留所のメーベル・フランシスは「そのうち、国際赤十字から食糧品が送られてきました。コーンビーフや粉ミルク、さとう、ほしぶどう、それに何かくだものの缶詰がはいっていました。……赤十字の食糧箱は三回配給され、わたしたちはこれによって命をつないだと言えるでしょう。」と、その自伝に記している。⁽¹⁴⁾しかしオーストラリア人看護婦の抑留された神奈川第二抑留所、オランダ船拿捕船員の抑留された広島抑留所・宮城抑留所、アリュート人の抑留された北海道抑留所に対しては、このような国際赤十字からの支援も行われていない。政府が海外からの非戦闘員の連行を秘匿するため、その存在をジュネーブの中央俘虜情報局や赤十字国際委員会などの国際機関に通知しなかったためと考えられる。国内ではもちろん国際的にも隠蔽された抑留者は、スイスなど交戦国の利益代表国から保護を受けることもできず、国際赤十字やローマ法王庁使節などによる国際人道活動からも疎外されて、救援物資を受け取ることも、救恤金の支給を受けることもできなかった。⁽¹⁵⁾

四 抑留第四期と抑留政策の破綻

(1) ユダヤ系ドイツ人の抑留

一九四五年初め頃から敵国人抑留の対象は更に拡大され、新たにユダヤ系ドイツ人、フランス人、スペイン人、ポー

ランド人なども抑留されるようになる。この頃から終戦までを抑留第四期と考えたい。本土空襲が本格化し、食糧不足が更に深刻となるこの時期は『外事月報』も刊行されていないため、抑留の状況を詳細にたどることは出来ない。しかし抑留体験者の手記や外務省史料などによりその概要をつかむことは出来る。

一九三七年まで東京音楽学校教授だったユダヤ系ドイツ人音楽家クラウス・プリングスハイムの伝記によると、一九四五年二月末、彼を含むユダヤ系と思われるドイツ人の一部が新たに東京第二抑留所（文京区関口台の東京神学校）に抑留された。ピアニストで東京音楽学校教師だったレオニット・クロイツァーも一緒だったという。⁽¹⁰⁶⁾この時期日本の音楽界をリードしていたのはヨーロッパの戦乱を逃れて来日したユダヤ系音楽家だった。彼らに対する迫害が日本でも始まったのである。前章で述べたように東京第二抑留所にはすでに一九四三年一〇月宣教師・修道女などの女子六二名が収容されていた。その後一九四四年五月女子三名が老齢病弱のため抑留解除され、⁽¹⁰⁷⁾また八月長崎抑留所を家族の抑留所としたため一名が長崎抑留所に移され、⁽¹⁰⁸⁾九月二名の女子が高齢のため抑留解除された。⁽¹⁰⁹⁾『大正昭和カトリック教会史3』によるとその後アイルランド国籍の修道女が一月六日以降まとめて一五名抑留を解除された。それまでアイルランド人はイギリス人と同じ敵国人扱いとなっていたのだが、一九四三年五月アイルランドに日本国総領事館が設置されたことにより、アイルランドは中立国と認定されることになったためである。⁽¹¹⁰⁾これらの結果当初より約二〇名の減員となった東京第二抑留所の、空き部屋を埋めるかのようなユダヤ系ドイツ人の抑留だった。

（2）九州における中立国、同盟国人カトリック聖職者の抑留

また本土決戦に備えて、敵国人のみならず中立国、同盟国の外国人も一定の地域に集団居住させ、警察の監視下に置くとする政策が始まる。特に九州では一九四五年秋にも、オリンピック作戦と称する米軍の上陸作戦が予想されたため、一九四五年から、フランス人、イタリア人、ポーランド人、ドイツ人等のカトリック宣教師や修道女が集団居住をさせら

れ始めた。

『熊本県警察史』によれば一九四五年初めから阿蘇郡長陽村栃ノ木温泉に外国人を抑留、男子修道士約四〇名を小山旅館に収容し、旅館前には臨時巡査部長派出所を設けて看視に当たらせたと、⁽¹¹⁾という。『大正昭和カトリック教会史3』によれば、栃ノ木温泉に外国人が抑留されたのは一九四五年七月頃で、フランス人一二、イタリア人一一、ポーランド人一〇、ドイツ人二、スペイン人一、チェコスロヴァキア人一、ユーゴスラヴィア人一、計三八名の神父・修道士が抑留された。⁽¹²⁾

この栃ノ木温泉小山旅館に抑留されたポーランド人修道士セルギウス・ペシエク氏によると、「ポーランド人は敵国人ではないので一九四五年まで自分の修道院（長崎市本河内町聖母の騎士修道院）内で生活することが出来た。しかし七月二七日警察から命令の書類が来て、聖母の騎士修道会の一〇名のポーランド人神父・修道士は強制疎開させられることになった。食糧を準備し八月二日に出発し、三日に阿蘇の山中にある古い旅館に入った。栃ノ木に連れて行かれる途中、殺されるのかも知れないという何とも言えない恐怖を感じた。小山旅館にはすでにサレジオ会の神父が着いていて、収容されたのは全部で四二名だった。修道士が二名いた。食糧は自弁で、一部屋に六人、布団は汚れていて固かった。生活は警察の監視つきだった。約二週間後戦争が終わったと知り、言葉では表せないほど嬉しかった」ということだった。⁽¹³⁾

また女子修道会の場合も同じ頃、九州各地の修道女二六名（フランス人九、イタリア人九、ドイツ人三、スイス人二、アイルランド人一、不明二）が福岡県田川郡英彦山の山伏修道場に収容された。⁽¹⁴⁾この英彦山抑留所については、当時外国人修道女の慰問に通ったという、八代市の修道院ナザレ園の修道女杉山スミエ氏によると、「熊本、福岡、佐賀のシスターが抑留されたが、八代からもフランス人のテオフォンさんなど四人程度抑留された。何回か食糧を持って訪ねたが、不自由で食糧も少なく不便なところだった。抑留されたのは数ヶ月の間で、そこに司教がおりミサはできた」ということだった。⁽¹⁵⁾

(3) 首都圏の外国人の箱根、軽井沢への集住

神奈川県でも本土決戦に備え、一九四五年頃から中国人を除くすべての外国人を箱根地区に集住させた。『神奈川県警察史』によると、政府は日本の利益代表国であるスイスを通じ、敵国側に対し「箱根地区を非戦闘地域に指定する」旨を正式に通告し、一九四四年五月一日、神奈川県警察部は箱根地区に在留外国人を収容するため、小田原警察署内に外事分室を設けた。その後、分室を箱根登山鉄道強羅駅二階に移し、外国人に対する登録事務、旅行許可、出入事務、食糧その他生活必需品の配給などを行った。箱根地区に転住した外国人は一五〇〇名に達し、東京・横浜所在の大・公使館、領事館、商社などもすべてこの地区に移転した、という。⁽¹⁶⁾

終戦直後の一九四五年八月二五日現在の「在留外国人名簿 神奈川県」⁽¹⁷⁾によると、この時点で神奈川県には三二〇八名の外国人が在住している。そのうち圧倒的多数は中国人で一九一七名だが、次に多いのがドイツ人で七六八名を占める。満州国、タイ、ビルマなどのアジア系外国人が一二七名。比較的多いのは同盟国や中立国の、イタリア人六一名、ポルトガル人三七名、フランス人四五名等である。英米系のいわゆる敵国人は抑留されたり交換船で帰国したりしたためか、わずか三六名(米一三、オランダ一、英九、オーストラリア二、ノルウェー一)にすぎない。これらの外国人の住所だが、中国人以外の外国人一二九二名のうち箱根地区居住者は一一九四名と、実に九二パーセントを占めている。おそらくこうした箱根への集住は一九四五年以降本格化したものだろう。

また以前から外国人の疎開地に指定されていた軽井沢に、一九四五年七月頃関東全域からの外国人強制疎開が行われたものと見られる。これについては外務省外交史料館所蔵史料に、一九四五年七月八日付の外務省軽井沢事務長大久保公使から古内政四課長に宛てた「外国人軽井沢疎開二関スル件」という文書がある。「本件に関しては現地受入態勢徐々に進行中なるも 未だ充分ならざるやの印象を受け居る処 外国人現在居住地警察官憲の遣口を察するに 唯当該地域より外国

人を追出しさへすればよしとの觀念に支配され 当地警察と何等の連絡なくどんどん送出し居るものの如く 当地に來りても受入態勢整はず 我官憲の態度に不満を抱き居るもの相当あるやに見受けらるる處……」⁽¹¹⁸⁾という記述がある。實際受入態勢無しに送り込まれてくる外国人が多かつたらしく、ユダヤ系ロシア人ピアニストで戦争中も在日して軽井沢で過ごしたレオ・シロタの娘ベアテ・シロタ・ゴードンの自伝には、「東京からは外国人もさらに強制疎開で送られてきた。……四八時間以内に立ち退きを命じられたブノワさん夫婦は、着の身着のままで軽井沢に着いたが、着いてみると受入先が整っていなかった。両親は奔走して、母がピアノを教えていた北欧の一家の廊下の端の部屋をやつと借りてあげることができた。」⁽¹¹⁹⁾とある。すべての外国人の強制疎開という政策はいたずらに混乱を招き、方針通り実行することは難しかったと思われる。

(4) 抑留政策の破綻

対象を新たにして抑留が拡大される一方で、既存の抑留所に收容されている外国人の生活も危機的な状況になってくる。東京、横浜など都市への空襲が頻繁になり、五月二六日には空襲により文京区関口台の東京第二抑留所が焼失してしまった。この時点で收容されていたのは宣教師、修道女など女子三六名と、ユダヤ系ドイツ人一八名⁽¹²⁰⁾だった。幸い抑留者は全員無事で、女子は新宿区の聖母病院へ、ドイツ人は日本女子大学雨天体操場に移動させられた。⁽¹²¹⁾この時の状況を宣教師メーベル・フランシスはこう記している。「わたしたちの收容所は、直撃は受けなかったのですが、近くにある早稲田大学が燃えた時火の粉がわたしたちの所まで飛んできたのです。このとき、看守たちは、急いで階段を降り、裏口から出て、次の通りの指定された場所で見ないつしよに待っているようにと言いました。……やがて警官や看守がやって来て、わたしたちに歩き出すように言いつけました。わたしたちは、あき地にかたまっていました。……やがて警官や看守がやって来て、わたしは、わたしたちの処分に困っていました。このような緊急の場合どうするか、計画がなかったようです。」⁽¹²²⁾

神奈川第一抑留所（足柄上郡北足柄村内山）に対しては、一九四五年五月七日にも赤十字国際委員会の抑留所視察が行われているが、食糧の供給はさらに乏しくなっており抑留者の体重が減少していること、一九四四年一〇月に一名、一九四五年一月に一名が病気で亡くなっていること、毎日抑留所で使用するための木材の運搬（無償）、石の運搬（報酬一日米〇・一八リットル）などの労働を課されていることなどが報告されている。抑留者代表は空腹を訴え、食料、調味料、木綿、マッチなどを切望している。⁽¹²²⁾ 神奈川第一抑留所には一九四三年六月北足柄村内山へ移転した時点では五三名の外国人が収容されていたが、同年八月にオランダ人一名が病気のため抑留を解除され、九月の第二次日米交換船で三名が帰国したため、一九四三年一〇月以降は四九名が収容されていた。その後食糧不足と病気により一九四五年八月の終戦までの期間に計五名が亡くなっており、抑留所の実質的所長であった渡辺勝之助巡査部長は戦後連合軍による横浜裁判において有罪、懲役一二年の判決を受けた。⁽¹²³⁾ 福島抑留所でも一九四五年四月に女性一名が病気で亡くなっている。⁽¹²⁴⁾ 神奈川第二抑留所でもオーストラリア人看護婦が終戦前後に一名亡くなっている。⁽¹²⁵⁾ 長崎抑留所では八月九日の原爆投下によって建物の一部が破損し、窓ガラスの破損で数名の抑留者が軽傷を負った。⁽¹²⁶⁾ 「防諜と身柄の保護」を名目に実施された敵国人抑留政策は、この時期破綻をきたし、外国人の生命の保護すらおぼつかない状況に至ったと言えよう。

（5） 終戦時の抑留所と抑留者数

終戦時の抑留者数は国立公文書館所蔵の抑留者名簿（注27参照）によると六〇九名である。（表6参照）このうち愛知県
のオランダ人二一名は、女性、子供を含む六家族だが、これまで『外事月報』等にはいっさい記載されていない。外務省
外交史料館所蔵史料⁽¹²⁷⁾によると、彼らは住友通信工業に雇われていた機械技師で、東京都芝区白金台に住んでいたが一九四
五年五月二五日付で抑留され、愛知県西加茂郡石野村に抑留されらしい。国立公文書館の名簿は英文で書かれており、
占領軍に報告するために作成されたのではないかと思われる。そのためか連合国側の抑留者は全国的にもれなく記載され

表6 終戦時の抑留所・抑留人員

	抑留所 (所在地)	人員	男女別	国籍別	備考
1	北海道 小樽市清水町37	25	男13 女12	米(アリュート人)25	アッツ島住民
2	宮城 仙台市北五十人町8	35	男35	米1 インドネシア34	インドネシア人は 拿捕船員
3	福島 福島市花園町12ノートルダム修道院	140	男106 女34	英81 ギリ20 中17 南ア6 アラビア5 濠4 印2 その他5	拿捕船 南京号乗客
4	埼玉 浦和市上木崎563聖フランシスコ会修道院	56	男56	加31 英10 ギリ7 米3 ベルギー3 オランダ2	カトリック神父 等
5	東京 小石川区関口台町19東京公神学校	21	男1 女20	米10 英4 ベルギー3 オランダ2 加2	修道女等
6	神奈川第1 足柄上郡北足柄村内山	44	男44	英20 米6 加13 ギリ 3 無国籍2	横浜の在日 外国人等
	神奈川第2 戸塚区和泉町4573	19	女19	オーストラリア 18 米1	アッツ島教師 ラハウル看護婦
7	愛知 西加茂郡石野村石ヶ瀬	21	男10 女11	オランダ21	在日オランダ 民間人家族
8	兵庫 神戸市中央区再度山	163	男163	米129 英20 加7 蘭4 ベルギ1 ノル1 グアテマ1	米127はグアム 島より連行
9	広島 双三郡三次町1741-1愛光保健園	44	男29 女15	オランダ44	オランダ船 拿捕船員
10	長崎 長崎市本河内町196聖母の騎士神学校	41	男6 女35	英30 加6 ニュージーラン3 米1 ベルギー1	夫婦6組を 含む
	計	609	男463 女146	米177 英165 蘭73 加58 インドネシア34 濠22 ギリ30 他50	連行型抑留者 計389を含む

福島抑留所以外は国立公文書館所蔵の終戦時抑留者名簿によって記載。

福島抑留所については『外事月報』1942年11月、1943年12月分、『福島にあった
秘められた抑留所』によって記載。

備考欄は国立公文書館、外務省外交史料館所蔵史料、『外事月報』によって記載。

ているが、枢軸国側のドイツ人、イタリア人抑留者については記載がない。終戦の時点でこの他に愛知県にイタリア民間人一五名、東京都にイタリア公館員四七名、ユダヤ系ドイツ人一八名、が抑留されていたことは確実である。また九州ではフランス人、イタリア人、ポーランド人、ドイツ人のカトリック神父・修道士四二名、修道女二六名が抑留に近い強制疎開をさせられていた。合計すると全国で七五〇名以上の外国人が抑留されたまま終戦を迎えたのである。このうち海外から連行されてきた抑留者が三八九名と半数以上を占めている。また戦前から在日していた抑留外国人のうち半数以上は宣教師と修道女で占められている。

おわりに

以上太平洋戦争下の「敵国人」抑留について、四期に時期区分をし、その状況の変化を述べてきた。第一期には開戦時において在留していた英米系外国人のうち、成人男性を中心に全国で三四二名が抑留された。従来はその後の交換船によって彼らは順次帰国し、抑留者は減少したと単純に理解されていた。しかし実際は交換船による抑留者の帰国に対応するかのように新たな抑留対象を定めて、第二期には女性を中心に教師や修道女を約一六〇名、第三期にはファシスト共和政府に批判的なイタリア人を約六〇名と抑留拡大が行われた。さらに第四期には本土決戦を想定して九州のフランス人、ドイツ人、ポーランド人などに対しても抑留が行われ、首都圏の外国人すべてを箱根と軽井沢に強制疎開させようという政策にまでエスカレートした。また日本の作戦域の拡大とともに、開戦時には想定されていなかったグアム島やアッツ島などの占領地や拿捕船から、四〇〇名近くの民間人を連行し、抑留に加えることになった。抑留外国人の数は対象を変化させながらも、むしろ増大一方だったのである。合計すると太平洋戦争全期間を通じての抑留外国人は一千名以上となる。

抑留者の待遇も緒戦の勝利で余裕のあった第一期から、戦況の悪化する第二期、第三期と次第に劣悪になる。戦時下の

敵国民間人の抑留に関しては交戦国との間に「相互条件の下にジュネーヴ条約を準用する、自由意志に反する労務に服させない」という方針を取り交わした。しかし国際的に公表されなかった神奈川第二抑留所のオーストラリア人看護婦や、北海道抑留所のアリュート人は抑留当初から労務を課されている。まして戦況の悪化する第三期以降は国内事情が国際的公約に優先し、ジュネーヴ条約の食糧供給の規定などは画餅と化してしまった。第四期に至っては食糧不足や空襲で抑留者の生命すら危機にさらされるようになる。戦争末期には抑留所警備担当者の努力にもかかわらず、幾つかの抑留所では犠牲者を出している。

「敵国人の身柄の保護」という意味では破綻を見せつつ、それでも敵国人抑留政策は終戦時まで貫徹された。敵国人抑留という小さな政策の中にも太平洋戦争が凝縮して反映されているのである。

注

(1) 内務省警保局『昭和十六年中における外事警察概況』

(一九八〇龍溪書舎より復刻出版) 付録第1号表「内地居住外国人国籍別人員表 昭和一六年一二月末現在」によると、

アメリカ人一〇四四、イギリス人六九〇、カナダ人一八八、オランダ人一〇九、オーストラリア人四一、ベルギー人三八、ノルウェー人一九、ギリシャ人九、計二二三八名が残留していた。

(2) その内訳はイギリス人一四八、アメリカ人一〇八、オランダ人一六、カナダ人一〇、ベルギー人九、ノルウェー人六、ギリシア人三、オーストラリア人一である。またこの他にドイツ占領下にあったため敵国人の扱いは受けない

ものの、神奈川県在住のフランス人一〇七名、ポーランド人一八名などは警戒の対象にされたと思われる。神奈川県外事課『在留外国人国籍別人口並移動出国許可表 昭和十六年十一月末日現在』国立公文書館所蔵史料による。

(3) 『神奈川県警察史・中巻』一九七二 七五九―七七五頁

(4) 紺野滋『福島にあった秘められた抑留所』一九九一歴史春秋社

(5) スチュアート・ヘンリ「昭和一七年小樽四十名のアリュート人」『諸君』一九八〇年一〇月号

(6) 前掲(3)七六六頁

(7) 『神奈川県史 通史編五』一九八二 四九八頁

(8) 木坂順一郎『昭和の歴史七太平洋戦争』一九八二小学館 一八〇頁

(9) 『横浜市史Ⅱ第一巻(上)』一九九三 三八頁

(10) 東海林静男「太平洋戦争下における外国人の動向」『横浜市史Ⅱ第一巻(下)』一九九六 九九七～一〇〇一頁

(11) 内海愛子「加害と被害」民間人の抑留をめぐって『講座世界史八戦争と民衆』一九九六東京大学出版会 一九二～一九三頁

(12) 前掲(10)論文一〇一五～一〇一六頁

(13) 筆者はこれまでに「敵国人抑留」の問題に関して以下のような論文を発表している。

「横浜の『敵国市民』」『成美学園教育第一七集』一九九四成美学園(なお成美学園は横浜英和学院の旧名である)

「神奈川県内の外国人抑留所」『郷土神奈川第三四号』一九九六神奈川県立図書館

「神奈川第一『敵国人』抑留所」『小田原地方史研究二〇号』一九九七

「太平洋戦争下の『敵国人』強制連行」『神奈川の戦争と民衆』一九九七神奈川県教科研究会社会科部会日本史研究推進委員会

「太平洋戦争下の『敵国人』抑留」首都圏の抑留所を中心に「『横浜英和学院教育第二二集』一九九八横浜英和学院(14)『外事月報』は内務省警保局外事課の内部資料として一九三八年八月から一九四四年九月まで月刊で刊行された。

発行部数は少なく厳秘扱いであったが、一九九四年不二出版より復刻出版されている。

(15) 『外事月報』一九四一年二月分三六頁

(16) 後述するように修道女の抑留が本格的に行われるのは一九四二年九月以降である。この時宮城県第一抑留所(仙台市元寺小路一六一)に抑留されたカトリック修道女二十七名(カナダ人二四名、アメリカ人三名)は、『外事月報』一九四二年五月分によると五月一三日付で抑留を解除されている。

(17) 『外事月報』一九四一年十二月分 一五～三一頁による。

(18) オリブ・I・ハジス「ある敵国の市民」『私たちのハジス先生』一九六五成美学園五三頁

(19) 『外事月報』一九四二年三月分二頁

(20) 『外事月報』一九四二年三月分 三～四頁

(21) 日本軍がアメリカ海軍の航空基地であるグアム島に上陸、占領したのは開戦のわずか二日後の十二月一〇日であった。『外事月報』一九四二年一月分 一〇～一一頁によるとグアム島作戦による捕虜四二一名は一月一五日香川県善通寺捕虜収容所に収容されたが、そのうち一三四名は戦闘員ではなく民間人であるため、兵庫県で抑留することになった。民間人うち、スペイン人二名は敵国人ではないため東京に護送し、女子二名は既設の兵庫第二抑留所(イースタンロッジ)へ、残り男子一三〇名は新設の兵庫第三抑留

所（バッテリーフィールドエンドスワイヤー汽船社宅五六名）と、第四抑留所（シーメンスミッション七四名）へ収容した。

- (22) オーストラリアの委任統治地ニューブリテン島に日本軍が上陸したのは一九四二年一月二三日のことだった。ハック・ネルソン『日本軍捕虜収容所の日々』一九九五筑摩書房一六四―一六六頁によると、オーストラリア野戦看護部隊の看護婦ら一八名の女性は島都ラバウルに近いココポまで避難して日本軍の捕虜になった。そして現地での捕虜生活を送った後、七月ラバウル部隊の将校達とともに日本に送られた。『外事月報』一九四二年七月分三六―三八頁によると彼女ら一八名は、後述するアッツ島で捕獲されたアメリカ人女性教師エッタ・ジョンズとともに神奈川第二抑留所（横浜ローイング・クラブ）に四二年七月収容された。
- (23) 紺野滋前掲(4)三三―四八頁によると福島抑留所に収容されたのは、一九四二年五月一〇日ドイツの通商破壊船トール号によってインド洋上で拿捕されたイギリス船籍の貨物船、ナンキン号の乗客を中心とする多国籍の「敵国」民間人だった。『外事月報』一九四二年一〇月分一七―二二頁によるとナンキン号乗客一〇五名は、六月二四日横浜に入港した。そして同じくドイツ通商破壊船に拿捕されて、五月一二日に横浜に入港していた民間人三三名と合流して、計一三八名が七月九日内務省に引き継がれた。彼らのうち怪我のため横浜で治療を受けることになった一名をの

ぞき一三七名が福島県に送られ、福島市花園町のノートルダム修道院を接収して開設された抑留所に収容された。

- (24) 一九四二年六月八日、アメリカ領であったアリユート・ヤン列島のアッツ島を日本軍が占領した。スチュアート・ヘンリ前掲(5)によると、その時島の住民であるアリユート人四二名と、アリユート人達の英語教師であるアメリカ人女性一名が日本軍により「保護」された。このうちアメリカ人教師エッタ・ジョンズ氏は直ちに横浜に送還され前述の神奈川第二抑留所でオーストラリア人看護婦らとともに抑留生活を送る事になるが、アリユート人四〇名（老衰のため一名、日本軍上陸のとき流れ弾に当たったため一名が死亡）は四二年九月二六日北海道小樽に送還された。『外事月報』一九四二年一〇月分二二頁によると、アリユート人は小樽市若竹町四〇紺野喜太郎氏所有の木造二階建住宅を使用して開設された北海道抑留所に収容された。大人一二名子供二八名よりなる一三世帯だった。
- (25) 東京都の第一期抑留者三七名の名簿は『外事月報』一九四二年二月分二二頁の抑留者の資産生計調査という記事に掲載されている。
- (26) 神奈川県の第一期抑留者については、神奈川県外事部「大東亜戦争勃発二伴フ外事警察非常措置情況」一九四二年五月 早稲田大学図書館マイクロ資料室所蔵史料（米国立国会図書館所蔵米軍没収マイクロフィルム目録R 49 4：3）に八一名分の名簿が掲載されている。

『外事月報』一九四一年一二月分によると神奈川県における開戦時の抑留者は九三名であるが、『外事月報』一九四二年二月分一六頁、三月分六頁、五月分二頁によると一九四二年五月までに米二、英八、ノルウェー二の計一二名が老齢や憲兵隊による検挙等のため抑留を解除されている。そのためこの八一名は、五月時点での抑留者全員であると考えられる。

(27) 内務省「LIST OF INTERNEE」一九四五年八月三一日 国立公文書館所蔵史料(3A-15-45-10)

(28) 外務省外交史料館所蔵史料「在本邦敵国人関係」(A-7-0-0-9-11-2-1)のうち四〇〇四四

(29) 董女学院はもと一八七二年フランスから来日したカトリックの女子修道会であるサン・モール会が横浜に創立した、孤児院を前身とする寄宿舎制の学校であった。その後董女学院を普通の私立学校とすることが決定され、田園調布雙葉学園開設の準備が行われている最中に、一九四一年一二月八日校舎が敵国人抑留所として接収された。『ふたば創立二五周年記念号』一九六七 五五―五六頁には、校舎が突然接収され、抑留所とされた学校側のあわただしい対応ぶりが記されている。

(30) グロート神父については領塚正浩「ジェラード・グロート神父と日本考古学研究」『鎌ヶ谷市史研究第九号』一九九六に詳しい。なお『外事月報』一九四二年三月分九頁、五月分六頁、七月分三九頁、九月分一一頁、によるとグロ

ート神父は一九四一年二月二〇日以来ずっと小金井市桜町病院に入院と記載されており、実際には抑留を免れていた可能性がある。

(31) 横浜市中区根岸の競馬場は一八六六年幕府が諸外国と締結した「横浜居留地改造及競馬場墓地等約書」に基づいて設立されたもので、明治期から横浜居留地の外国人や日本人実業家の社交場としても栄えていた。『外事月報』一九四一年一二月分三八頁によれば、抑留所とされた建物は競馬場の賓客宿泊用に建築された平屋建て洋館で、居室、食堂、喫煙室等を区分し、散歩に適する中庭があったとされる。

(32) 横浜アマチュア・ローイング・クラブは外国人のスポーツクラブとして一八八六年設立され、一八九六年横浜ヨット・クラブと改称された。一九四〇年開催予定とされた幻の東京オリンピックに備えて、横浜市中区新山下町にヨット競技用のヨットハーバーが建設されたが、横浜ヨットクラブもそこにクラブハウスを移転した。この鉄筋コンクリート二階建て、プール付きの瀟洒なクラブハウスが抑留所とされた。『社团法人横浜ヨット協会一〇〇年史』一九八八

(33) 高木一雄『大正昭和カトリック教会史3』一九八五聖母の騎士社 一六一―一八五頁

(34) 『清心学園百年史』一九八五 一〇四―一一〇頁による。『外事月報』一九四二年九月分八―一〇頁によれば、カ

トリック広島教区長である萩原晃氏が一九四二年八月岡山県知事宛に広島抑留所のメリー・コスカ（俗名クララ・ケンバー）ら修道女の所属修道院への帰還を願う陳情書を提出したにもかかわらず、広島県特高課長より拒否されている。なお彼女達の岡山と広島における抑留生活については和田勝恵「愛光園の人々」『文芸ひろしま第一五号』一九九六広島市文化振興事業団に詳しい。

(35) 和田勝恵「三次にあつた敵国人抑留所」『季刊広島人三四』一九九二夏号八三頁には抑留者二〇名の写真が掲載されている。

(36) 元寺小路教会におけるカトリック宣教師抑留については『宮城県カトリック教会百年の歩み』一九八一 一九〇二五頁に記されている。

(37) これら近畿地方で抑留された宣教師は一九四二年三月の抑留所統合で神戸市へ移送されるが、その前の一時期京都市三条の河原町教会にまとめて収容されていたらしく、『河原町カトリック教会宣教百年の歩み』一九八二 四一頁には、一七名のアメリカ人神父が河原町カトリック教会の宣教師館で抑留生活をしていた時の様子が記されている。

(38) 各県の開戦時における抑留者数は『外事月報』一九四一年一二月分三二―三六頁による。また各県の開戦時における抑留されたカトリック宣教師数は高木一雄前掲(33)名簿による。

(39) 高木一雄前掲(33)一二四頁

(40) 『八十周年記念誌』一九八〇横浜雙葉学園 九一頁

(41) グアム島から連行され抑留されたアメリカ人の名簿については、外務省外交史料館所蔵史料「在本邦敵国人関係」(A7-0-0-9-11-2-1)のうち「五五在本邦抑留非戦闘員名簿二千スル件」に一九四二年三月一二日付けで在ジュネーブの赤十字国際委員会宛に送付された英文の抑留者名簿によって判明している。この名簿にはアメリカ人二一九名の氏名が記載されているが、そのうち一二九名はFormer residents in Guam (グアム島前住民)として別記されており、神戸で抑留された一三二名のグアム住民のうち女性二名(『神戸新聞』一九四二年一月二四日付記事によるとグアム島守備隊軍曹の妻ルビー・ヘルマースとチャリー・ヘルマース母子)と『外事月報』一九四二年二月分二〇頁に二月七日病死の記載がある一名を除く全員であると思われる。

(42) 『大阪毎日新聞』一九四二年一月二四日付記事

(43) 藤田久一『国際人道法』一九九三有信堂一五四頁によると、第一次世界大戦後、空襲からの文民保護や抑留された在留敵国民の保護の必要が痛感され、一九三四年第一五回赤十字国際会議は「戦時における一般住民保護条約案」を採択したが、第二次世界大戦の勃発により条約としての成立を見なかった。

(44) 茶園義男編・解説『大東亜戦争俘虜関係外交文書集成 第一巻』一九九三不二出版三〇七頁 原史料は外務省外交

史料館所蔵「交戦国間敵国人俘虜取扱振関係」(A7-0-0-9-11-1)

(45) 『外事月報』一九四二年一月分 七〇一〇頁

(46) 山梨日日新聞社編『清里の父ポール・ラッシュ伝』一九九三ユニバース出版社 二五四頁

(47) ローランド・ハーカー「日本日記(一九三九―一九四三)」『青山学院と平和へのメッセージ』青山学院大学プロジェクト九五・編 一九九八 三七二―三七七頁

(48) 『外事月報』一九四二年四月分二七―二八頁

(49) J・B・ハリス『ぼくは日本兵だった』一九八六旺文社 七〇頁 なおイギリス人を父に日本人を母に持つハリスは抑留解除後日本兵として召集され、戦後は英語ラジオ講座等で活躍する。

(50) 『外事月報』一九四二年八月分では、三五―三七頁に記載された健康異常者三三名中の三〇名までがグアム島アメリカ人で占められている。

(51) 『外事月報』一九四二年二月分二〇頁

(52) 『外事月報』一九四二年六月分六―三三頁には第一次日米交換船による帰国者全員の名簿が掲載されている。

(53) 『外事月報』一九四二年七月分五―三四頁には日英交換船による帰国者全員の名簿が掲載されている。

(54) 『外事月報』一九四二年六月分三三―三四頁の抑留者送還調と七月分三五頁の抑留者送還調の表の合計による。

(55) 神奈川県では一九四二年六月の第一次日米交換船で抑

留者が帰国して減少したのを機会に、第一抑留所(根岸競馬場)の抑留者の一部を東京に移し、第二の残った抑留者を第一抑留所へ統合し、第二抑留所(横浜ローイングクラブ)を一旦空けた後に、七月一日ニューブリテン島で捕虜となったオーストラリア人看護婦等一八名と、アッツ島のアメリカ人女性教師一名の計一九名を収容した。『外事月報』一九四二年七月分 三六―三八頁

(56) ただし例外的にグアム島で捕虜となり神戸の抑留所に送られたアメリカ人看護婦五名と、アメリカ兵の妻ヘルマースとその幼女、計七名の女性は第一次日米交換船で帰国している。『外事月報』一九四二年六月分 二二―二三頁

(57) 東海林静男前掲(10)論文九八〇―九八一頁

(58) 『外事月報』一九四二年一〇月分 一一―一二頁

(59) 『外事月報』一九四二年一〇月分 一二―一七頁

(60) 横浜英和女学校第八代校長オリブ・I・ハジス(前掲

(18)、関東学院元理事長ウィリアム・アキスリング(『関東学院百年史』一九八四関東学院四〇八頁)、山梨英和女学校元校長カザリン・マルタ・グリーンバンク(『山梨英和一〇〇年』一九八九山梨英和学院七五頁)、横浜雙葉学園修道女シスター・デニス(『八十周年記念誌』一九八〇横浜雙葉学園一七三―一七五頁)らがこの時抑留されている。

(61) 『外事月報』一九四二年一〇月分二三―二四頁

(62) 『外事月報』一九四二年一〇月分一〇―一一頁抑留人員調表 ただしこの表では宮城抑留所の抑留人員は三一名と

なっているが、実際は一九四二年五月に抑留解除された修道女二七名が再び九月に、善き牧者会修道院（仙台市原町光ヶ丘）に抑留されたらしい。（高木一雄前掲（33）名簿）そうすると宮城県における抑留外国人は五八名、全国では六九八名となる。

（63）『外事月報』一九四二年一〇月分二四～二五頁

（64）オリブ・I・ハジス前掲（18）五六頁

（65）『外事月報』一九四二年一二月分二～三頁

（66）『外事月報』一九四三年一月分四頁

（67）『外事月報』一九四三年五月分三頁

（68）『外事月報』一九四三年九月分一六～二四頁には日本国内からこの交換船に乗船した一二四名全員の名簿が掲載されている。

（69）高木一雄前掲（33）名簿

（70）『外事月報』一九四四年三月分四頁の国籍別人員表に記載されている。その他の月の『外事月報』には人数さえ記載されていない。

（71）前掲（34）『愛光園の人々』の著者和田勝恵さんの一九四一年七月二六日における田和寿蔵氏からの聞き取りによる。

（72）『外事月報』一九四二年一〇月分一六、二四頁

（73）ロバート・クラウダー『わが失われし日本』一九九六年書房

（74）『外事月報』一九四三年二月分三頁

（75）『外事月報』一九四三年二月分三～六頁

（76）竹沢正義「証言埼玉抑留所」『埼玉県近代史研究 創刊号』一九九四 一三七頁

（77）ローランド・ハーカー前掲（47）三八二～三八四頁

（78）オリブ・I・ハジス前掲（18）五七頁

（79）『外事月報』一九四三年六月分二～三頁 移転の直接の理由は抑留所とされた競馬場付属建物を海軍の印刷工場として使用することになったためであるが、防諜や空襲の危険を避けるという意味もあったと思われる。マリア会山荘は同会の設立した暁星中学校（東京都千代田区富士見）が夏期施設として使用していたもので、戦後は南足柄市立北足柄中学校の校舎として長く使われていた。

（80）神奈川第二抑留所の移転については『外事月報』に記載がないが、前掲（3）『神奈川県警察史』七六七頁に神奈川第一抑留所の移転とともに記載されているため、ほぼ同時期と考えられる。移転先は戸塚区泉町（現泉区和泉町）四五七三番地の、すでに使われなくなっていた避病舎（伝染病隔離病舎）の建物だった。

（81）ロバート・クラウダー前掲（73）二〇九頁

（82）『外事月報』一九四三年二月分七～八頁、五月分四頁

（83）スチュアート・ヘンリ前掲（5）二〇二頁

（84）『外事月報』一九四二年八月分三五頁

（85）『外事月報』一九四三年五月分三～四頁

（86）『外事月報』一九四三年六月分三頁

(87) ローランド・ハーカー前掲(47)三八二頁

(88) ロバート・クラウダー前掲(73)二三頁

(89) 『外事月報』一九四三年八月分三頁掲載の抑留人員調から算出。

(90) 『外事月報』一九四三年九月分二、四頁

(91) 『外事月報』一九四三年一〇月分三、六頁

(92) 石戸谷滋『フォスコの愛した日本』一九八九風媒舎 八四、八五頁

(93) 『外事月報』一九四三年一〇月分八、一二二頁には、抑留されたイタリア公館員四二名と一般人一九名全員の氏名が掲載されている。また石戸谷滋前掲(92)九六頁によると実際に天白寮に抑留された一般人はカトリック宣教師二名、修道士一名、技師二名、学生一名、学者二名、クラブ経営者一名、元外交官一名、そしてマライーニと妻と三人の子供の計一五名だったという。

(94) 東京抑留所が董女学院から田園調布の聖フランシスコ修道院に移転したことについて『外事月報』には記載がない。しかしここに抑留されていたアイルランド人修道女シスター・デニスの回想記「戦争の頃の思い出」『八十周年記念誌』一九八〇横浜雙葉学園一七四頁には「私たちは再びキャンプを、田園調布のフランシスコ会修道院に変えた。二週間かかって家中をこしこし洗い、磨いたが、突然再び荷物をまとめるように言われた(イタリア人が代わりに来るはずであった)。」と記されている。従っておそらく一〇

月初めには聖フランシスコ修道院に移転していたと思われる。

(95) 『外事月報』一九四三年一二月分五頁

(96) 『外事月報』一九四四年五月分五頁 なおこの再度山の抑留所については鴻山俊雄「神戸市の裏山にあった外人抑留所再度キャンプ FUTATABI CAMP」『日華月報第一四六号』に記載がある。

(97) 『外事月報』一九四三年三月分三頁 移転の理由はマリア学院が長崎三菱造船所職員宿舎として売却されたためである。

(98) 『外事月報』一九四四年九月分一〇、一一頁

(99) メーベル・フランシス『一人が千人を追う』一九六九いのちのことば社 一一九、一二〇頁

(100) 石戸谷滋前掲(92)一〇三頁

(101) 「帝国権下敵国人収容所視察報告」外務省外交史料館所蔵史料(A7-0-0-9-11-1-9)のファイルに含まれた英文史料だが、福林徹氏の翻訳したものを使わせていただいた。

(102) 一月から二月の埼玉、神奈川、東京の抑留所視察については『外事月報』一九四四年二月分七、八頁に記載がある。それによると神奈川第一抑留所の視察報告中に検閲の結果悪意的(当局にとって都合の悪い)叙述があるとして、電報報告の発信を一部分留保したとある。三月の兵庫、長崎、愛知抑留所の視察については『外事月報』一九四四年

三月分五、六頁に記載されている。なお(101)「帝国権下敵国人収容所視察報告」には含まれていないが、この記事によれば、三月二十四日には福島抑留所も視察している。

(103) 石戸谷滋前掲(92)一一一―一二二頁

(104) メーベル・フランシス前掲(99)一二二頁

(105) 『外事月報』一九四三年一二月分一八頁には在京ローマ法王庁使節から抑留者宛の救恤金として外務相に寄託された一万八六七五四を東京、神奈川、兵庫、長崎、埼玉、愛知の各抑留所に配分した際の金額一覧表が記載されているが、「対外秘匿の抑留者は之に包含せざることとして取扱ひたり。」とあり、備考欄には「神奈川第二、北海道庁、福島県、宮城県、広島県各抑留所に収容中のものは之に包含せず」と記されている。海外から連行された民間人抑留者の中で、グアム島のアメリカ人だけは当初からその存在が日本の新聞にも報道され、彼らの名簿は一九四二年三月一二日付けで在ジュネーブの赤十字国際委員会宛に送付され、公表されていた(注(41)参照)。しかし福島抑留所のイギリス船乗客たちの名簿は一九四四年三月一八日付で初めて赤十字国際委員会とスイス公使館に通知されたもようで、その時の控えが外務省外交史料館所蔵史料「在本邦敵国人関係」(A7-0-0-9-11-2-1)のうち「三九福島抑留所名簿に関する件」に存在する。神奈川第二抑留所のオーストラリア人看護婦については、茶園義男編『俘虜に関

する諸法規類聚』一九八八不二出版三五三―三五五頁によると、外務省がスイス公使館宛てに名簿を送付したのは一九四五年六月一六日だった。広島、宮城のオランダ船拿捕船員や北海道のアリユート人が通知されたのは更に遅れて終戦時のことだったと思われる。外務省外交史料館所蔵史料「在本邦敵国人関係」(A7-0-0-9-11-2-1)のうち四一―四三には一九四五年八月一四日付で赤十字国際委員会に送付された広島県のオランダ人、北海道のアリユート人、宮城県のインドネシア人、の名簿の控えが存在する。おそらくこれが国際機関への最初の通知であろう。

(106) 早崎えりな『ベルリン・東京物語』一九九四音楽之友社二四六頁

(107) 『外事月報』一九四四年五月分四頁

(108) 『外事月報』一九四四年八月分四一頁

(109) 『外事月報』一九四四年九月分一〇頁

(110) 高木一雄前掲(33)名簿一七一頁

(111) 『熊本県警察史 第二巻』一九八二熊本県警察史編纂委員会 一〇一九―一〇二〇頁

(112) 高木一雄前掲(33)名簿一八〇―一八二頁

(113) 一九九八年一〇月八日聖母の騎士修道院を訪問し、セルギウスさん(一九〇七年生まれ九一歳)から直接お聞きした。またセルギウス・ペシェク『越えて来た道』一九九六聖母文庫一五二―一五五頁に抑留当時の状況が書かれている。

- (114) 高木一雄前掲(33)一五〇頁、一八三―一八四頁
- (115) 八代市在住の小山幸枝さんの聞き取り調査(一九九七年一月実施)による。当時杉山さんは八四歳。
- (116) 前掲(3)『神奈川県警察史・中巻』七七六―七七七頁
- (117) 「昭和二十年八月二十五日現在 在留外国人名簿神奈川県」国立公文書館所蔵史料(3A-15-15-44-10)
- (118) 前掲「在本邦敵国人関係」(A7-0-0-9-11-2
―1)のうち「〇一般」に含まれた史料
- (119) ベアテ・シロタ・ゴードン『一九四五年のクリスマス』一九九五柏書房一二三頁
- (120) 高木一雄前掲(33)一四六―一四七頁
- (121) メーベル・フランシス前掲(99)一二四―一二五頁
- (122) 前掲(10)「帝国権下敵国人収容所視察報告」外務省外交史料館所蔵史料(A7-0-0-9-11-1-9)のフ
ァイルに含まれた日本文史料
- (123) 『神奈川県警察史・下巻』一九七四 一四八―一五五頁。
なお横浜裁判の資料とされたGHQ法務局調査報告書三七
九号(国会図書館憲政資料室所蔵マイクロフィルム)には
渡辺勝之助巡查部長の起訴細目、抑留者の死亡診断書、渡
辺氏による弁明書などが記載されている。死亡診断書によ
ると亡くなった抑留外国人は一九四四年七月一日(五八
歳)、一〇月八日(五二歳)、一九四五年一月九日(六九歳)、
七月三十一日(四四歳)、八月六日(七五歳)の五名である。
福林徹氏の翻訳によった。

- (124) 紺野滋前掲(4)一〇九頁
- (125) ハンク・ネルソン前掲(22)一七五頁
- (126) 『長崎原爆戦災誌』第三卷一九八五長崎市役所二八六頁
- (127) 外務省外交史料館所蔵史料「在本邦敵国人関係」(A7
-0-0-9-11-2-1)のうち三八和蘭人の抑留に関
する件

この論文は現在勤務している横浜英和女学院高等学校から
一九九六年度母校への内地留学を認められ、卒業後二二年ぶ
りに史学科近代史ゼミで学んだ研究成果です。このような機
会を与えて下さった勤務校、指導して下さいった小風秀雅先生、
史料閲覧でお世話になった横浜市史編集室、そして史料や情
報の収集に力を貸して下さいった歴史教育者協議会の先生方に
心からお礼申し上げます。

一九九九年三月一日

(お茶の水女子大学文教育学部史学科第22回卒業 横浜英和
女学院高等学校教諭)